

平成 29 年第 4 回玉城町議会定例会会議録 (第 2 号)

- 1 招集年月日 平成 29 年 6 月 8 日 (木)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 29 年 6 月 9 日 (金) (午前 9 時 00 分)
- 4 出席議員 (13 名)
- |            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 1 番 中村 長男  | 2 番 山口 和宏  | 3 番 竹内 正毅 |
| 4 番 中西 友子  | 5 番 前川さおり  | 6 番 小林 豊  |
| 7 番 井上 容子  | 8 番 北川 雅紀  | 9 番 北 守   |
| 10 番 坪井 信義 | 11 番 中瀬 信之 | 12 番 風口 尚 |
| 13 番 奥川 直人 |            |           |
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
- |               |              |              |
|---------------|--------------|--------------|
| 町 長 辻村 修一     | 副町長 小林 一雄    | 教育長 田間 宏紀    |
| 会計管理者 藤川 健    | 総合戦略課長 林 裕紀  | 総務課長 中村 元紀   |
| 税務住民課長 北岡 明   | 生活福祉課長 西野 公啓 | 産業振興課長 中世古憲司 |
| 建設課長 東 博明     | 教育事務局長 中西 元  | 上下水道課長 中西 豊  |
| 病院老健事務局長 田村 優 | 監査委員 中村 功    |              |
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
- 議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本 尚美 同書記 上村 文彦

8 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 町政一般に関する質問

(9 時 00 分開議)

質問者	質問内容
竹内 正毅 P1 - P9	(1) 玄甲舎の今後の取り組みについて
北川 雅紀 P9 - P23	(1) 少子化について (2) 議会と行政の関係について
北 守 P23 - P33	(1) 奨学金制度の創設について (2) 文化財保護基金条例の制定について
奥川 直人 P33 -P46	(1) 玉城町の文化財と町の活性化について (2) 自主防災組織の組織化推進について
井上 容子 P46 - P59	(1) 少子化対策について (2) 車両について (3) 田丸城跡 P R について

中村 長男 P59 - P67	(1) 本年度ふるさと納税の運用見通しについて (2) 外城田川護岸壁の改修に関する町道拡幅について
中西 友子 P67 - P78	(1) 小中学校就学援助金の支給時期について (2) 国民健康保険事業が県単位になるときの加入者負担について (3) 学校運営・クラス運営について (4) 障害のある子ども(発達障害)と学校教育について

◎開会の宣告 (9時00分開議)

○議長(中瀬 信之) ただ今の出席議員数は13名で定足数に達しております。

これから、平成29年第4回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 中村 長男君          2番 山口 和宏君

の2名を指名します。

### ◎日程第2 町政一般に関する質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

最初に、3番 竹内 正毅君の質問を許します。

3番 竹内正毅君。

[3番 竹内正毅議員が登壇]

#### 《3番 竹内正毅 議員》

○3番(竹内 正毅) おはようございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、町政一般に関する質問をさせていただきます。

私の質問は、玄甲舎の今後の取り組みについてというテーマで、質問させていただきます。玄甲舎の修復については、平成29年2月20日の臨時議会において承認され、地方創生拠点整備事業費1億4,000万円の活用をし、その中から、国から交付金7,000万円を受け、現在、玄甲舎本体と、地域運営組織事務所の工事設計も終わり、本体の修復工事、事務所の新築工事に取り掛かろうとされている最中であると思います。

それは、平成30年3月31日の完成目途に事業を進めている状況であると思います。しかし、玄甲舎は、ご存知のとおり庭園もあり、蔵・納屋もあり、駐車場の建設も計画されている。そこで、これらの整備工事はいつ頃までに終わろうと考えているのか。そして、また全体的な事業計画がつくってないのか。そういうことをお聞きしたい。

そして、そのまた事業費は、どのぐらいみてるのかをお聞きしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 3番 竹内正毅君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 竹内議員から玄甲舎の今後の取り組みについて、ご質問をいただきました。まずは議員からもお話がございましたように、議会はじめ町の皆さん方のご理解をいただいて、先般、正副議長、教民委員長も出席をいただいて、これは施工業者さんの主催が行われましたけれども、起工式を催行いただいたわけがございました。

お聞きをいただいておりますように、この玄甲舎拠点事業等の部分については、来年3月を目途に竣工ということで、予定をしておるわけがでございます。おかげさまで、当初計画よりも約1年早く竣工を迎えるという予定ではないかと思っておりますのと、また、国がこの玄甲舎を拠点にいたしますところの、町の歴史・文化・伝統等の振興のためにという高い評価をいただいて、三重県の中では、一番の高い評価をいただいた拠点整備事業ということで取り組みをさせていただいております。

工事前の見学会には、議員の皆さんの中にも、ご覧をいただいた方もお見えですけども、町内外から520名の方が、是非ということで、見学にお出でいただいたということでもございました。また、昨日の提案説明でも、一般会計の補正予算でも、引き続いての土蔵、あるいは裏門等についての予算を、提案させていただいております。

具体的に議員からは、全体事業費、あるいは全体計画はどうなんかなというお話でございますけれども、あそこの場所が、ご承知いただいておりますように、金森さんから借地、あるいは寄附をいただいたところが、4,500㎡でございます。約その半分が、勿論、住宅もご承知のように建っておるわけでありまして、半分の土地が玄甲舎敷地・建物ということでございます。

これを今から工事をしてまいりますと、なかなかいろんな準備、あるいは作業に支障が生じてくるわけがでございますから、今の時点で、次から次へと順序立てて、物事を進めていきたいわけでありまして、なかなか進まないというのが、あれだけの4,500㎡の中での仕事でありますから、そういう点をご理解をいただいて、私どもといたしましても、あるいは皆さん方の多くの方々が期待をされておられるのは、1日も早くあそこの施設を利活用したいという思いでございますから、まずは玄甲舎を修復し、そして、共にどうしても茶室が主でございますから、庭園あたりの整備も要るだろうと。

あるいは議員ご指摘のとおり駐車場も要りますと。そういうことを順次進めていかなければならぬと考えておるわけがございまして、今の時点では、順次できるだけ早く計画をつくって、進めていきたいというところでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） だいたい予想しておるような考え方であるということは、私も大体こうなるだろうという気持ちはあります。

金森さんの屋敷は、ご存知のように、まだ南側に道路を挟んで、昔、栗林といったような土地もあります。だけど、そこを、事業を進めていくうちには、ゆめにくるめまして、そちらへも影響が及んでくるような気がします。ということは、次に言います観光施設として使っていくとなると、いろいろな大型バスや、そういう駐車場や、そういう諸々が増えてくるような気がして、どこまでいくのかなという気持ちを持っております。そういうことで、町長が言われましたように、どこまで進めていくのかなというところで、全体的な事業計画があるのかというのを、聞いたわけがでございます。

次に、また観光施設としての活用も考えているようだけど、どのようなやり方を考えて

いるのか。また、その予算はいくら見ているのか。それについても、国の地方創生推進交付金を活用する考えはないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 観光施設の利用でございますけども、今、町長が答弁させていただいたように、まだ玄甲舎の総合的な活用としましては、地域再生計画というのを、まず国の内閣府に承認をいただかないと、地方創生推進交付金の交付決定を受けられないということで、まずは内閣府からは三つの地域再生計画の認定をいただいています。41回から43回まで。41回は拠点整備交付金、これをいただいて、これが今年の2月24日、認定をいただいて、次には企業版ふるさと納税をいただくのに、3月28日に認定を受けて、それから、29年度当初予算から申請していただいて、今回、補正もあげています。地域創生推進交付金、これに当たるものが5月30日に、先日ですけども、認定をいただいて、いよいよ交付決定をいただいたこととなります。

こんな形で、地域再生計画は3年間の事業計画をつくっておるのですが、2年目3年目につきましては、今、所有者との調整も済んでない点もございますので、その構想は構想として、事業費もまだ未定ということになります。

ですけども、今現在、繰越明許で1億4,159万4,000円とか、それから、当初予算と6月の補正予算を合わせて、4,176万4,000円ということが、今の事業費としては、ソフト事業も含めて1億8,335万8,000円ということで、事業を進めておるということになります。

ですから、観光につきましても、まずは来年3月までに、玄甲舎の本体を完成させるということと、地域運営組織もそうです、事務所もそうですけども、まずそのほうに、まず力を入れていきたいと思っていますし、その後で、玄甲舎をたくさん訪れていただく方策をとりながら、まずは玉城町のこの豊かな自然とか、このような歴史を使っていただく拠点として、まず活用していき、その中でもう少し広げていきたいという構想を持っておりますので、その辺りはまた色々と、各所で相談をしていかなければいかんと思っていますので、協議をして進めて、多世代交流の魅力促進の拠点として、また観光も含めて、活用していきたいという構想は持っておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 観光施設、具体的には、まだ未定だと思いますけど、今、言われたように、多くの人を訪れるとなると、休憩する場所、いわゆる喫茶店とか、そういう食事をするとかいう施設を設けるような考え方はありますか、ないですか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 勿論そういうふうには集客をする施設ということは、構想の中で描いております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 今後、議論になるとは思いますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、町指定文化財玄甲舎の活用方法を聞きたい。

町としては、玄甲舎の整備の目的と用途についてという中に、活用方法として、伝統文化の伝承をあげている。その中に教育として、若年層に郷土愛の醸成として、活用していきたいと書いてあります。どのように活用するのか。学習体験の場として活用を考えてい

ることだと思うが、具体的にどのように活用していくのか。また、学習体験なら小学校何年生から、学習体験を教えていくのかということをお聞きしたい。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 活用の部分でのところで、教育委員会に関しましたところで、ご答弁をさせていただきたいかと思えます。

まず、成人部分のところにつきましては、これから今年度実施されますワークショップ等の意見集約を行いながら、そして、この地域運営組織の拠点となるように進めるわけですが、しっかりと文化講座等の利活用を考えていきたいと思えますし、議員仰せの中で、小学生ということもございましたので、こちらのほうを触れさせていただきたいかと思えます。

小学生以上につきましては、まず1、2年生で生活科、そして、3年生以上につきましては、総合的な学習社会科という授業でも対応できるのではないかと考えております。具体的には、2年生、生活科の単元におきまして、町のすてきな大発見。3年生、社会科では、私たちの住んでいるところ、今に残る、昔と暮らしの移り変わり。そして、4年生の社会科におきましては、地域の発展に尽くした人々。6年生、社会科では、今に伝わる文化と人々の暮らしという単元がございますので、故郷教育と合わせて、いかにも対応できるのではないかと考えております。

そして、茶道体験、学習ということに関しましては、礼儀作法、部屋の入り方、そして歩き方、お茶の点て方、お菓子の食べ方ですね。そして飲み方等々、一つひとつの礼儀作法を体験、学ぶことによりまして、日本の伝統文化の理解が深まるのではないかと考えております。

また、中学生段階におきましては、やはり時を守り、場を広げ、礼を正す大切さというのを、おもいやりの心を持つこと、そして、茶道の心得を示す標語といたしまして、和敬清寂という言葉があるかと思えます。和につきましては、平和の和で、お互いに心を開いて仲良くするという。そして、敬、尊敬の敬でございます。お互いに敬い合うということ。そして、清ということは、清らか、見えるだけの清らかさだけでなく、心の中も清らやに。寂ということで、寂、どんなときにも動じない心、日頃からどんな事態になっても、慌てないだけの心がけという、心の大切さなど体験学習によれば、学べるようなことを考え、そしてそれに伴いまして、落ち着きのある授業態度というものに、つながるのではないかと考えております。

今後につきましては、今、申し上げたようなことを踏まえながら、学校現場と共生を図りながら進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） ありがとうございます。具体的な学習体験を、説明していただきまして、本当にこれを実現していただきたいと思っております。玄甲舎については、前から話をさせてもらったように、私は玄甲舎についての思い出は、個人的に幼稚園のひなまつり、雛祭りをするのに、どこへ連れていくんやろという思いで行ったところ、この玄甲舎にたどり着いた。

その時に、玄関をみた時に、アッという強い印象をもって、玄甲舎の興味を深く、自分の心に溜めておりました。そういう体験がありましたので、一応、学習体験はどのようにしていくかということをお聞きさせていただきました。

次に、観光として、町の魅力発信の拠点として整備して活用していくともあげているが、どのような活用を考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） この町の魅力発信につきましては、観光ということテーマにあげた言葉でございますので、観光につきましては、先ほど申し上げたとおり、これから考えていきたいと思っておりますけれども、まずはやはり住民の方々に、広く周知をして、それからたくさん利用していただいて、次に近隣の方々に活用していただく。ここからがまずは先だと思っています。

その後、地域再生計画も持っていますので、玉城町の魅力を内外に広げていって、集客をしてかないかと、勿論これは構想として持っています。今、ちょうど5月29日に内閣府のほうから、まち・ひと・しごと創生の新しい基本方針2017というのが、国から案が発表されて、おそらく今日あたりに閣議決定されるのではないかなと思うんですけども、その中でも書いてありますのが、地方生活の魅力発信等ということが、はっきり書かれて、ライフスタイルの見直しということもあるんですけども、我々も働きながら、例えば土曜、日曜をしっかりと休みながら、その中で地元の文化遺産に触れていくという、いろんなものに触れていく。そういうことをして、ライフスタイルを変えていこうと。

それから、また子どもの頃から、地方にあるようなさまざまな魅力、豊かな自然とか、農産物もそうですし、それから文化・伝統、そのものに触れながら、子どもの頃から触れて勉強、学んで、それを町内外に発信をして、定住移住にも広げていけということが、今回、2017の中にはっきり盛り込まれてくるという、今日は重点項目として盛り込まれてくると思うので、そのことも考えながら、また推進交付金もいろいろ活用して、進めていきたいと思っています。

今回の当初でお認めいただいた利活用について、全般的なことになるんですけども、皇学館大学と本日、協定を結んで、皇学館大学とは5月26日に包括協定を結んだんですけども、本日、皇学館大学との具体的な玄甲舎利活用方策調査研究業務というようなタイトルで、本日270万円で契約を結ぶ運びとなっております。

この中では、玄甲舎の利活用中期計画の概要策定とか、まちづくりの気運を醸成させて、玄甲舎を拠点とした活用策とか、それから、地域運営組織、これも忘れてはなりませんので、地域運営組織の担い手の育成などを、計9回、ワーキングショップ、1回目は100人ぐらいの大きなことを、今、ちょっと提案しとるのでんですけども、8月ちょっと過ぎぐらいになるんですけども、そこから来年3月にかけて、9回ぐらいワークショップをしながら、こういうところの意見の集約をお願いしたいと、こういうことを考えております。

ここだけではなくて、また、平行して、コンサルとも今月中には、中期計画を策定する、その側面からコンサルが、それをバックアップするという形で、これ972万円予算をいただいておりますので、これも推進交付金の活用です。2分の1補助となるんですけども、これを活用しながら、今月中に業者を選定して進めていきますけれども、玄甲舎の利活用と地域運営組織の中期事業をまとめながら、雇用とか、いろんなところの人材育成講座も広げながら、両方から側面からやっていきたいというのが、今年度の利活用のまずはテーマとして考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） いろいろ話を聞きましたが、できるだけ玉城町として、今、ご存知

だと思えますけども、町を歩いている、見学をされる方が、とことこと見えてきました。リュックサックをさげて、回っている人がおります。そこで、目玉になるお城と玄甲舎、そういうのにポイントを置いて、できるだけそこへ集客してもらって、玉城町のために発展をお願いしたいと思っています。

次に、玄甲舎は茶室としてつくられた屋敷であると。そこで、和洋式としての活用を、基本的に思っているが、どうですか。例えばお茶、お華、日本舞踊として活用、それに三味線を利用して、活用をメインであると考えているかどうか。それを子どもたちに伝承していけばよいと思うんですが、その点について、質問させていただきます。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 当然それを、古き良き玄甲舎の建物ですから、当然、和というものが中心になると思うんですけども、やはり地方創生という観点から、この施設をフルに利活用していきたいと思っていますので、さまざまな活用を考えていきたいと思っています。

ただ、あのすばらしい文化遺産の建物ですから、その価値を損なわない範囲内で、いろんなさまざまな活用は考えたいと思っています。基本は住民のために、住民の方々に使っていただく、そういう広く広げた施設に使ってきたいという考えは持っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 私は和洋式ということについて、強い興味を持っておりまして、それはやっぱり質です、品質、そういうものを大事にしていきたいというので、和洋式を活用して欲しいという要望をしましたので、よろしくをお願いします。

江戸時代、金森家の家老屋敷は、城の近くにあったと、おばあさん、美恵子さんという方に聞いております。しかし、茶道を始める前に、水が茶道として使用するのに向いていないから、現在の地に、茶道用の屋敷を構えたとも聞いております。その利用方法は、当然、客がみえた時に利用したと考えられる。

大勢の客がみえた時は、8畳の間を使い、大切なお客さん、それから重要な話をしたい時には、お呼び等でみえた時は、2畳の間を利用したと考えられる。そこで、この玉城町に大切なお客さんがみえた時に、町としてのおもてなしとして、茶道を利用した、おもてなしを考えているのか。それを質問します。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） あれだけの建物を、現状のように修復するわけですから、当然おもてなしというのは考えていかないかと、これは思っています。そのおもてなしの中には、茶道ですから、やはりお茶に関心を持っていただくということが、需要でございますから、まずしょっかりとしましては、今、考えているのは、昨年からの5月に、地域包括の連携協定を結んだ、三重大学さんとか、それから皇学館大学さんには茶道部がございますので、さっそくその方々とも、何か相談ができないかと、何か連携がとれないかということ、相談していきたいと思っていますし、その中からこの建物、この施設を利用して、お茶に関心を持ってもらって、それで、おもてなしを実践していただけるような方とか、団体とか、それがどこまで、お子さんまで、引っ張るのか、今後の検討ですけども、子どもたちなどにも、いろいろそういう興味を持っていただく。そういう方々を増やしていきたいような施設と、考え方と、それから仕組みを構築していきたいと思っています。

ます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） おもてなしということの根拠というのは、何故おもてなしをしなきゃいかんかという時には、玉城町に例えば三重県知事がみえたとか、そういう重要な方がみえた時に、ちょっと休憩して休んでもらう、それでそこで話をするというように活用して、それを町の皆さんに報道すれば、よい夢が描けるかなと思ひまして、質問しました。

次に、最後に、玉城町は歴史のある町として、内外にアピールしている以上、町の皆さんに大いに活用していただきたいと思っています。そこで、町指定の文化財である玄甲舎を利用して、どのような活用を考えているのか、例えば玄甲舎を活用する会と、銘打って幅広く、町民から募集し、またその中に知識人も中に入れて、利活用を考えているかということをお聞きしております。

そして、いつまでも利用してもらえようような活用を考えているのかをお聞きしたい。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今のご質問につきましても、ただいま総合戦略課長からお答えをしておることに重なりますけれども、本日、皇学館大学と地域連携協定、包括連携協定を締結しておる中で、この利活用について、どうしていくのかということの検討に、いよいよ入っていくということでございます。

基本的には、もう何度も聞いていただいておりますように、折角いただいた町の宝でありますから、この施設を通して、若い人たちがやはり玉城町の町のすばらしさというものを学んでいただくことで、郷土愛が醸成されていくのではないかとということも考えておるわけでありまして、また、合わせてこれだけ著名な方々も、茶の湯の方々も高い評価をいただいておりますから、議員仰せのとおり内外に広くこの施設をPRしていくことで、ここへ人々が訪ねていただけるような仕掛け、そして日頃は地域の皆さん方が、自由に出入りできるような、そういう交流の場として活用していただく。そういうことが大事ではないかと、そういうことを今、申し上げておりますように、皇学館大学の皆さん方と一緒に、これから取り組みを進めていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 玄甲舎の今後の取り組みについてという夢も含めまして、質問させていただきましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、3番 竹内正毅君の質問は終わりました。

次に、8番 北川雅紀君の質問を許します。

8番 北川雅紀君。

#### 《8番 北川 雅紀 議員》

○8番（北川 雅紀） 8番 北川。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は2つテーマがありまして、1つ目は、少子化について、特に下外城田地区のことについてです。2つ目が行政と議会の関係についてという、2つのテーマで、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、少子化について、これは全国的な問題ですし、玉城町は他と比べたらいいということですが、やはり将来は減っていくという中で、この問題がほとんど今、



経済のことも、地域のことも、あらゆる産業とかのことも、大体ほとんどが少子化のことが原因で、それが解決できれば解決できることも多いんじゃないかと思っておりますので、玉城町も将来減っていくということが、見えているのであれば、やはり対策を打っていかねばならないので、そのことについて、まずは町長に少子化ということで、どう考えているのかを質問します。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川雅紀君の質問に対し、答弁を許します。  
町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員から玉城町の少子化について、どう考えているのかというまずは質問でございます。

少子化、つまり人口減少ということになるわけでございます。やはり少子化によって、これは玉城だけではなくて、日本の国、全国市町、それぞれが大変な危機感を持っておるのが、今の現状でございます。つまり地域が持続して発展をしていくことが、非常に厳しい。具体的には年間に、400人も500人も減少しておるといふ現実があるわけでございます。そういったところで、大変な影響が生じていくと。

従って、これをどうしていくのかということでございます。つまり人口減少を抑制する、そのための取り組みをどうしていくのかということでありますから、いろんな具体策を講じておるのが、今の玉城町でございます。大変これは町といたしましても、重要なことだと思っておりますし、町はおかげさまで、2017のデータで社会増が、三重県トップで増えておるといふのが、県から発表されておりますけれども、しかし、これからは減少の傾向にいくのではないかと、いつておるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、大変重要な課題であると認識をしております。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） これは3、4年前に一般質問させてもらって、その後、増田さんという都知事に立候補した人が出した、消滅可能都市というのが出て、地方創生とか、いろんなことがあって、玉城町もその中で、色々やってもらっているのは、わかっています。

そうした中で、玉城町人口ビジョンというものができて、いろんな分析がしてあって、見てみると、面白いといったらおかしいんですけど、そういった角度、いろんな角度から見て、人口が減らないように、または増えるように、そして減っている要因は何なのかをやってもらっている。すごくわかります。

それで施策として打ち出すのは、すごく難しいんですね。そんな施策があれば、全国どこでもやっていて、人口は増えているはずですけど、減っているんで、たぶんすごく良い施策というのではないんですね。いろんなことをやっていかないと駄目というような中で、答えが出てくるとは思うのですけれども、この玉城町人口ビジョンというのを見て、その中にいろんな年代別とか、職業別とか、出ていった地域とか、色々なデータがあるのですけれども、この前、玉城町の中の下外城田地区の人口の、懇談会みたいなのを、町長が開いてもらったので、すごく良かったと思うのですけれども、他の地区の方はまだ知らないかもしれませんので、今、玉城町こういう感じなんですね。

表を見ていただいてわかるように、玉城町というのは4つの小学校が、人数がバランスよくあって、そのバランスがよくある前提の下に、防災とか地域活動かと、色々なシステムが構築されています。なので、その中の学校が1校でも消えてしまうと、今の玉城町がやっている行政のシステムとか、地域のシステムというのが、崩壊してしまうような危険

があるので、この玉城町が狭いエリアで4つの人口が平均してあって、小学校も平均的にあるという感じが、すごく玉城町のいいところで特性だと思うのですが、見てもらってもわかるように、下外城田、今の1歳児、今年の4月以降に生まれたのは0歳児と考えても、昨年度に生まれた人が、ここですね、11人ということですね。その上も見てもらうと、13、14、16人、15とか、こういう数字で、横も見てもらって、田丸もすごく減っているのかなと思いますけれども、7歳児から60人ぐらいあって、1歳児が45人ということなので、外城田は増えているんです。

そういった中で、これは3月31日現在の数字で、4月になると、転入提出とかがあったり、学期の途中でも、3歳児未満、保育所にいく未満の子どもは、転入提出かあって、一家で転入してきたりして、そのままいくわけではなくて、増減があるのですけれども、基本的にはこのような数字だということです、上の表を見てもらうと。

そういった中で、下外城田という地区が、もう1学年10人、15人をきるようなことが、もう4歳児以降にはある。つまり10年後ぐらいには、全学級15人以下ということが、下外城田小学校ではあり得ます。なので、そこに視点を、問題点を絞って、話を進めさせてもらいますが、その下外城田のことを、そういう地域分析という意味では、町長のお考えとして、どういうことを考えていますか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 特に下外城田のことにお尋ねでございますので、下外城田のことについて、お答えを申し上げます。

下外城田の地域は、村制からやがて130年ですけれども、大変いい形で発展を遂げただけでおられる地域だと思っておりますが、これは下外城田だけではないんですけど、玉城町の68自治区ありますけれども、特に農村集落は大変少子化、高齢化の実態がございます。玉城町が増えておるといのは、皆さんご承知のように、集落の周辺に小規模な団地、あるいはかつての団地が増えておるといことで、維持されておるといことです。

特に下外城田の場合は、そうした各集落の中での人口減少と、そしてもう1つは、ちょうど20年前になりますけれども、かつては東外城田村の地籍は浜塚でございましたけれども、そこに太平洋ブリーディングの養豚場ができて、オーエスキー病が発生して、そして、町が買い取ってと、今のレインボータウン、労住生協の団地、それが20年まえに、そこに転入、住宅が建ってきたと。そのお子さん方が、町全体として4小学校のバランスのをとるため、本来ですと、外城田小学校へ行っていただかなければならないという形でありましたけれども、やはり下外城田小学校が減少していくということから、そこはエリアを変更して、下外城田小学校のほうへ、外城田の地域を下外城田小学校の住宅のところの用地を入れたと、こういう経過でございました。

そのお子さんが、なんと今、下外城田小学校の児童数170人みえるうちの80人、やがて50%がレインボータウンのお子さんです。そのお子さんがどんどん成長されて、中学校へいったり、卒業されたり、当然のことながら、下外城田小学校、小学校でみた場合も減っていく。こういう現状でございます。

そういったところで、やはり下外城田の地域の良さを、これからも何としても残していかなければいけないか。そういったことで、北川議員から質問の中にも、それぞれの学校の1歳から7歳までの子どもさんの数も示していただいておりますけれども、やはりかつては年間150人、160人、170人、今、中学校1年生が180人です。183人ですか。

今の1歳の方が示してもろとるのが、だいたい玉城町全体で127人ぐらいの方ですかね、123人、全体として減ってきます。その中で特に下外城田の地域が減少していくと、こんなふうに認識をしておりますので、この対策をどうしていくのかということは、地域の皆さん方と一緒に考えていく。

もういよいよ減少してなっともならないという時ではなくて、今から将来を見据えて考えていくことが必要ではないかと、こういう考え方で、今取り組みを進めようとしておる、その状況でございます。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) そうなんです。公園通り、レインボータウンがあって、一時期その減少を食い止めたという経緯の中で、その子どもたちも巣立って行って、小学校、保育所になる子どもが少なくなってきたというのが、データというのか、現実だと思うんですね。

それでも、やっぱり最初に言いましたけど、4地区に人数がバランスよくいって、そこでその活動地域とつながったり、教育があったり、また自治区制度も学校を基にしていることが、たくさんあるので、これのバランスが崩れると、すごい玉城町は大問題というか、今の構築しているものが、かなりいろんなところに弊害が出てくるので、ここは食い止めなければならないと。

ただ、若い人たちが夢を追いかけて、都会に行くということは、とめられないことなんです。そういった中で、地元に残るといって持っている若い人たち、子育て世代の人たちの取り合いといいますか、各自治体の中で、外に出ていく子たちは止められないので、三重県にいるこの地域、伊勢地域にいるという人たちの取り合いという中で、町がどうしていくか。

だから、全体的な減っていくという中で、どうしていくかということですが、基本的に放っておいたら、減っていくだけです。もう日本全国減ってきますし、都会に出ていきますし、地域の自治体というのは減っていくだけです。そういった中、住民の方たちと話し合ったりして、問題を解決していくということは、重要なんですけども、やっぱりこれは行政の施策には、住民と話し合っただけでやっていくべきパターンの時と、やっぱり行政が方向性を出して、そちらを説明して納得してもらって、行政が進めていくというパターン、2パターンあると思うんですけども、やっぱり日本全国を見てみても、成功、ほとんど少子化を食い止めるのはしてないので、これは話し合っているよりかは、悠長なことはいって、行政がこういう方向でいかせてもらいたいというのを、住民の皆さんに納得してもらおうように説明するというパターンのほうが、僕は適正だと思うんですね。

そういった中で、話し合うことも、すごく大切ですけども、さっき言った、減っていく原因というのを、もうちょっと細かく考えると、なんかこういうことが原因なんじゃないかと、こういうことが下外城田が減っているんじゃないかという分析はありますか。

○議長(中瀬 信之) 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長(林 裕紀) 下外城田の人口減少につきましては、町長も大変危惧をされていて、3月11日に、下外城田の区長さんを集めて、まずどういう状況かの懇談会を開かせていただいて、意見交換をいたしました。

その中で、主な原因は、おそらく社会減には違いないんですけども、ただ人口ビジョン、今、言われた総合戦略をつくっていく中で、人口ビジョンを作成するのですが、玉城

町全体という捉え方をしたために、4地区別とか、1地区別の推計をみて、2060年を見据えた計画になっていないので、現在そういう推計、資料は持っていません。

ですので、この中で要因分析をやっていく中で、今後はデータのものを基にしながら、地区別、それから自治会別、こういうところの増減を、もう少し世帯の増減を、2世帯増、1世帯減、若い方が抜けていく住民基本台帳の実データを基に、調査をしてかないかんと思っていますので、それを展開していきたいと、こんなことは今思っています。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) さっき説明した人口ビジョンって、大きい紙があるのですが、これにはそういう地区別という分析はないので、データとしてはないということですが、この一番下、ここを見ていただきたいんです。

地区別転入者数というのがありまして、2016年の数字です。年度じゃなくて、2016年の数字です。それを見ると玉城町に転入してきた人というのが、数字の合計なんですね。そして、外城田には162人、田丸には155人、有田には172人という人が転入しているのですが、下外城田には38人の人しか転入してきてないということが、原因じゃないかなと僕は考えているのです。

下外城田だけがこうやって減っていく要因は、何なのかなということ考えた時に、自然に増えていく、子どもが増える数字というのは、1つの要因としてあるのですが、転入者というのが少ないということが、下外城田が子どもが減っていつているという原因じゃないかなと考えると、何故、転入者が少ないかということを見ると、やっぱり宅地が少ないんじゃないかなと思うんです。新たに伊勢市や松阪や南伊勢や度会町とかから来る人が、玉城町に来よう。

それは玉城町が子育てを頑張っているからとか、通勤に便利だとか、いろいろな理由があるのですが、はっきりいって外から来る人は、地区なんて多分あまり気にしないと思うんです。そういう時に、まず考えるのは、家が建てれる土地があるかどうかということが、順序の一番最初にきますので、その家を建てれるところが、玉城町の中で特に下外城田にないから、下外城田には転入が少ないということじゃないのかなと思うのですが、どうですか、ここら辺は。

○議長(中瀬 信之) 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長(林 裕紀) あるルートをちょっと使わせてもらって、土地の開発事業者の方々、業者に聞いていただいたのですが、下外城田の状況を。だいたいまとめると3つぐらい話が多くて、1つ目は、やはり宅地が少ない、開発の宅地が少ない。2つ目には売ってくれない。3つ目には魅力がない。こんなことを総合的に、宅地事業者が言っていたということを聞かせていただいておりますが、そのままの話で、正確なところがどうか分かりませんが、そんな話がございます。ですから、やはり今まで都市計画を中心としたマスタープランというのが、全国どこでもつくっておるのですが、やはり地方創生という観点からの土地利用計画、マスタープランというのは、どこもまだそんなに作ってないのかと思っています。

ですから、そういうところで、確かに宅地を増やしたら人口は増えると思うんですけれども、その辺りも地方創生、地域の絆とか、色々なことを町長申し上げており、それも崩れないような形の何か土地利用計画は考えていかないかんので、まずは総合戦略としては、

地域懇談会を膨らませたような、いろんな団体とか、それから、グループなんかのお話を聞かせていただいて、それから、実際、転入を、下外城田地区に転入された、町外から転入されてきた方々の意見とか、アンケートもできればと思いますけども、そんなことも聞きながら、どういうプランが必要なんかというのは、うちの課としては考えていかないかんのかなと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） やっぱり宅地が少ないと、売ってくれないはあると思うんですね。魅力がないというのは、今の現段階では、おそろくないでしょうね。でも、例えば行政が誘導して、宅地開発、都市計画ですね、都市計画でここは宅地にしていくとか、そのインフラ整備ですね。下水道とか水道とか、そういったものやっっていくことにすれば、宅地業者とか不動産業者から見れば、魅力があるでしょうし、僕の同級生とか、同じ年代の子たちも、家を建てたりしている子が、ちょこちょこできてきて、その子たちがいうには、できて10年とか15年前に、もうできている団地には入りづらいと。コミュニティがあるので、なので、新しくできた団地とかに、皆が一斉に行って、そこにコミュニティができるというところに、できるだけ行きたいという考えがあるわけです。

なので、今回、空き家とかもありますけど、その既存の集落の中に、空き家を活用したり、空き家を開放したりして、そこに世帯が入ってくるという手法もありつつ、こっちもやらないかんのですけども、やっぱり大きな増加ということを見ると、団地とか宅地開発みたいなことをして、そこに来てもらおうということが、もう必要なんじゃないかと思うんです。さっきの数字を見ても、1学年10人ぐらいになったら、本当に学校の統廃合ということ、今のこの人たちは、僕も含めてですけども、ここに座っている人たちは、考えないかもしれないですけども、10年後、20年後のここに座っている人たちは、当然よその地区から見れば、経済効率で考えれば、小学校をそういう10人、20人とかでやっているのは、経済効率で悪いという意見も出てくると思うんです。

だから、どうなっているかわからないんで、今ここにいる人たちが食い止めて、そういうことを考えられないような状況にして、20人とかを保っていくことが必要だと思うので、今回、質問させてもらうのですが、その宅地開発的なことを、都市計画でそこを設定するというようなことで、誘導していくということは可能なんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 行政が宅地を整備していくという手法でございますけど、土地区画整理事業という手法がございまして、これは都市計画地内の土地につきまして、公共施設の整備、改善、宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更に関する事業となっております。

現実的には、実際には佐田土地区画整理事業が、昭和45年から61年度までの事業で、町施行で実施したという事例がございまして。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） つまりできるということなのか、どういう手続きをして、できていくものなのですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 現実的には、都市計画区域内の事業になっていまして、これには農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域の整備計画というのがございま

して、農用地区域であれば、これは除外しないと、そういう開発行為でありますとか、土地区画の整理事業ができない。都市計画と農業振興と表裏一体で、それぞれのエリアがありまして、それが交わる場所がないというので、どちらかの方策をとっていかねばならないという現実がございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 土地区画整備事業というので、そういうことはできると。ただし、そこは農振のエリアではないところということですけども、下外城田は農振じゃないエリアで、ある程度、面積があるところってあるんですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 下外城田地区は、ほとんどが田畑、あるいは集落というところで、あとあるとしましたら、高速から南側の山の山林部分、そういうところしかないのかなと思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 農業委員会の制度が変わって、農振地域とかを、その自治体が判断できるというシステムになって、それを判断できるような申請をすれば、できるというのに、玉城町は申請して、それになったと思うのですが、そういった宅地化ということを目的に、その農振地域を外して、進めていくということは可能ですか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 議員お示しのとおり昨年度、指定市町ということで、国のほうから認めていただきまして、農地法、農振法につきまして、ある程度、自由度というのが、市町村に権限が下りてきたところでございます。ただ、これも法律の中の範囲ということになりますので、どういうふうに、これが農業振興につながっていくかということも、整理をしながら除外、それから農地転用というのは、審議されるべきということでございますので、なんでもありという形の指定市町ということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） なんでもありということではないということですが、宅地化、もう人がいなくなったら、その地域や町なんて終わりですよ。農業も話にならないですし、人がいなくなったら、そういった意味で、そういうのは考慮できるメニューには、入っているようなものですか。結局は農業委員会というところが、審査すると思うのですが、そういった理由にできるというメニューであるかどうかということはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 農振法におきましても、農地法におきましても、それぞれの基準というものがございます。農振除外におきましても、5つの要件というものがございまして、農地法におきましても、第1種農地から第3種農地までの農地転用の判断、こういうのがございますので、その中の枠の中の判断ということになりますので、それぞれの住宅地の中身を審査した上で、判断をさせていただくということになります。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ちょっと可能かどうか、不可能ではないかというニュアンスとは思いますが、ちょっと現実としては難しい、やらなければいけないと行政が思ったらできるかもしれないですが、そういったことを検討していく、考えていく、方向でいか

ないと、もう現実的に数字が出ていますので、駄目かなと思っていますが、例えばそういった中で、団地ができますよね。その団地はどここの小学校に行くということを、行政、教育委員会が設定できるのかどうか。

例えば、今ある既存の集落だったら、集落内でこの集落はあっちの学校に変更するというのは、できるかもしれませんが、いきなりポコッとたつという計画ができた、その地区の設定は、行政や教育委員会ができるのかどうかということはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） まず学校集落に関しましては、規則がございます。この規則にもたれたエリアが設定をされております。これに該当しない部分、また変更を要する号に関しましては、小学校就学検討委員会の設置という要綱がございますので、そちらの要綱に基づきまして、検討委員会を設置し、小学校の就学のあり方等につきまして検討し、教育委員会に助言をいただくと、そして教育委員会に助言をいただいた後に、教育委員会のほうで、規則改正の手続きを踏って、告示行為という流れになろうかと思えます。

また、この検討委員会の組織につきましては、各小学校区の代表なり、校長代表、そして学識経験者、保育所担当職員、そして、その他の委員ということで、町議会議員さんも今までにつきましては、参画をいただいて、協議をしてきたという状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） つまりその地区が、どの学校に行くかということは、その自治区で考えるのではなくて、検討委員会というところの組織が、そこに色々な人が入ってくるのでしょけれども、そこが教育委員会に答申をして、教育委員会がここはここへ行ってくださいと決めれるということで、いいんですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） まずもって、就学等に関する規則というものがございまして、各学校区別のエリアというのを定めてございます。そのエリアに入っていない部分、もしくはそこから変更する部分につきましては、今、申し上げました手続きが必要になってくるということでございます。

ですので、まずもってはどのエリアになるかわかりませんが、そこが規則上のエリアになっているかどうかということから判断されると思います。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ちょっと中央集権的というか、行政が強い力を発揮するようなシステムの理論に、今、僕も話していただいているのですが、やっぱりそうしていくことによって、地域の学校とかが保たれていくというのであれば、仕方ないと思いますけれども、今、住んでおる人たちを、いきなりこの地区ということは、住むところの自由、憲法にあるようなこととかに入ると、そこに自由がないといけないので、強制的にするのはどうかなと思っていますが、新しくできた団地は、この地区はこの小学校に行くのですよという売出し方もしていますので、そういったことができるということで、いいんですね。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 先の町長の答弁にもありましており、下外城田エリアの中で、平成7年に公園通りのほうが、下外城田に編入したということもございますので、それは団地の計画段階の中で、検討し進めることは可能でありますので、全てにおいて規則のと

おり、こうなっているからこうということではなしに、地域性を持たせて、学校が核となるような地域づくりも合わせて、検討するという考え方でございます。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 今までの話を総合すると、やっぱり学校の問題は、それがいいかなと思いますし、やっぱり宅地がないというところが、大きな問題じゃないかなと思います。自治区の区長さんとか、色々な人と話していても、そこは解決できないんじゃないかと思うわけです。やっぱり行政が働きかけて、下外城田小学校がこんな状況で、何年後かには統廃合するかもしれない危険性があるので、ここのエリアを宅地にさせてくださいということを、熱意を持って、計画を持って、ある程度の地区とかに、その地権者の人に言っていくような段階なんじゃないかと思うのですが、そういうことをしていくということは、先の話かもしれないですし、僕は直ぐやってもいいことだと思っているのですが、そこら辺はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 下外城田だけではないですけども、他の地区もそうだと思いますけども、やはりそれぞれの折角ある、4つの小学校区、旧村単位でございますけども、そういったところの良さというのが、玉城町は大変あって、そして、その魅力を感じて、人々が住み守って来てくれたということでもあります。

特に下外城田の地域ことも心配であって、質問もあり、私もその動きをしておるわけでもございまして、大変な重要なことだと思っています。今の時点で、色々な具体的なことの質問もありますけども、具体的に検討はしていかなければなりませんけれども、やはり要はどんどん減っていくので、極端な話ではありませんけれども、魅力がないんや、寂しい状態になっていくということではなく、多少人口が減っていても、おらの地域はやっぱり住みやすいんだと、良い地域なんだと、こういう地域の皆さん方が自信を持って、住んでいただけるような、そういうまちづくりをしていかないかんのと違うかなと。

従って、何が大事かということ。やはり自分たちの地域の課題は何なのか。今、質問にもありました。あるいは行政も、ある程度、掌握しておる課題は何なのか。困っておることは何なのか。そういうことを皆、意見を出し合っていていただいて、あるいは行政は行政で、持っているデータを全て皆さんに知っていていただいて、そして自分たちで一緒になって、地域のことを考えていこうと、そういうことにもっと力を入れていきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 思いは一緒というか、僕が下外城田の議員だから、下外城田のことを言っているんじゃないかと、町全体のことです。下外城田小学校がなくなったら、そこからバスを通ったり、いろんなことを、そして防災、地域も、いろんなことがシステムとして、崩壊してくるので、食い止めなければならないということで、玉城町全体のことであって、そういった中で話を考えていかないかん中で、先ほど町長が言った、減っても、そこに誇りを持って、そこに住んでいる人たちが、納得して生きていけばいいんじゃないかという理論もわかるのですけども、若い僕からしたら、やっぱり先のことを考えるんですね。

寄り合いとか、溝ほりとか、地区の行事があります。集団でやらんと成り立っていかん地域活動というのが、それがやっぱり人がおらんと成り立っていかないので、今、いる人たちが納得する、楽しく住んでいくという考えもあるとは思っているのですけども、先のことを



見て、地域が持続的に活動していくためには、今おる人たちに、我慢してもらったり、申し訳ないですけども、土地を売ってくださいという、ちょっと嫌な思いをさせるかもしれないですけども、そういうこともやっていった末に、未来があるし、そういうことをやっていかないと駄目なのかなと思っています。

人口減少についての話は、行政としては、そういうことですけども、この問題を考える一番の要因となっているところは、1学年15人とか10人以下になると、学校統廃合になるんじゃないかというところが、この問題の契機なんです。下外城田が減っていても、減っていつては駄目ですけども、それでも学校というところがあって、運営していったら、今の玉城町の制度、防災や地域活動や自治区の制度というものは維持されていくので、減ってことは問題ですけども、大きな問題にはならないというところですが、学校統廃合の基準というところに話を移すと、それはどんな基準になるのですか。

例えば15人をきったら、複式学級にしなければならないとか、10人きったらもう何かしなければならないという基準はあるのですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） まず統廃合の基準というものではなく、適正規模というものがございまして。法令みますと、まず学校教育施行規則第41条のところで、学級数、小学校の場合につきましては、12学級以上18学級以下を標準とすると。ただし地域の実態その他により特別の事情がある時はこの限りでないという規則がございまして。

そして、義務教育小学校施設費国庫負担施行令第4条、適正な学校規模の条件というものがございまして、第1項第1号によりまして、学級が概ね12学級から18学級までであること。

第2号におきまして、通学距離が小学校にあつては、概ね4km以内、中学校にあつては6km以内。

そして、公立小中学校の国庫負担事業の認定申請の手引きというものがございまして。ここで学校規模の分類というものがございまして、これにつきましては、大きな改正がなされ、平成27年1月27日に改正がなされたところでございまして。ここで、小学校5学級以下につきましては、過少規模校、そして小学校6から11学級、これが小規模校で、適正規模というのが、先ほどお話をさせていただいた12から18学級、大規模校ということになる状況でございまして。

そして、また極小ということで、複式校、これにつきましては、2つの学年を合わせて16人以下の複式学級で構成され、3学級以下の学校。もっと小さな小中の併置校という学校でございまして。ここで学級編成の基準、今、お話のありました複式学級ということですが、これは2つの学年の児童数が16人以下になる場合でございまして。そして、1年生を含む場合につきましては、8人という規定がございまして。

先ほど言いました手引きでは、小規模校以下の場合、特に8学級以下、学校統廃合等により、適正規模に近づけることの適否を検討する必要があるということで示されたところでございまして。

そういう内容ではございまして、先に申し上げました学校教育法施行規則第41条に基づきます、但し書きのところ、地域の実態その他により特別の事情がある時はこの限りではないとされておりまして、また、小規模校のメリットを最大限に生かす方策、そして、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に推進をするということで、そういう小

規模校のことにつきましては示されておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 今話を聞くと、国全体の中では、小学校で6学級以下とかは統廃合を考えるとところという括りにしているけれども、地域差というものがある、その地域によって、離島とかもありますし、そういった中で、地方の自立というか、地方の中で小学校運営している範囲が認められているという中で、玉城町も大きくは行ったら、下外城田も有田も1学年、1クラスとかなので、そういったことを考えるレベルかもしれませんが、維持している。その地域差、小規模学校ということで、今、運営しているということですが、僕はそれはいいと思うのです。行政のシステムとか、地域づくりのために学校があることはいいと思うのですが、もう一方の視点から見ると、子どもたちのやっぱり競争があって発達していく。

クラス替えがあって、人間関係が構築されていく。スポーツとかもある程度的人数があってやるから、いい発達をしていく。多様性ですね、そういったもので、子どもたちの成長のためには、多いところでやったほうがいいんじゃないかと、これは相反する行政、地域から見たメリットの視点と、子どもたちの発達という視点から見て、どっちがいいかなという中で、ある程度、少なくなったら学校統廃合する。それは経済効率も入ってきますけども、そういった中で、今のところは玉城町はどんな考えというか、どんなふうになったら、今のままでいいのか、8人とか10人になっても、学校をやっ払いこうと思っているのか、そこら辺の行政としての、教育委員会としての考えはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 一般的に行政が、学校の統廃合を行う場合につきましては、教育委員会におきまして、外部有識者等の住民の皆さん方を交えて、検討委員会を設置して、その中で適正規模お呼び適正配置について、協議を重ね、学校の規模の適正化に関する方針、また計画書を作成し、地域住民の皆さんと協議、調整を図りながら推進を、進めていくということで、近隣においても、そのような形で進められておるところでございます。

小学校、玉城の場合、特にそうでございますが、地域にコミュニティの核であること。そして学校は地域社会の将来を担う人材を育てる、中核的な場所であるとともに、先程来お話にもありました、防災、地域の交流の場など、さまざまな機能を有し、学校づくりやまちづくりと密接につながっておることがありますので、先にも話をさせていただいたとおり、小規模校におきましても、メリットを最大限に生かす方策をとり、またデメリットの緩和策、といいますのは、玉城町40km<sup>2</sup>でございますので、4小学校が連携することによって多様性、また、切磋琢磨する競争性が生み出されるということも考えられようかと思えます。

現時点におきましては、そのようなことから、小規模校を、玉城の場合4小学校の小学校体制を現段階といたしましては、維持する考え方でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 止め直ししますが、僕は小学校は全部残って欲しいと思っておりますが、南伊勢や度会や伊勢、もう小中学校の統廃合が進んでいます。やっぱりすごい悲しいことですが、そういう結果になってしまったのは、対策を打たなかった、その時の、統廃合する何十年も前も政治家とか、行政の責任だと、僕は思うんです。

なので、今、玉城町は10年後ぐらいに、そうなる可能性があるんで、その時にそんな結

果になったら、やっぱり僕らのせいなんですね。行政、ここに居る人たちとか、議員のせいやと思うんです。だから、それは食い止めなければならぬと思っていて、その解決策は人を増やす、維持することしかないと思うんです。その目標みたいなのは、やっぱり教育的な視点からもみても、クラスというのは、これぐらいの人数が適正なんだ、保育所もそうですけど、やっぱり10人以下だと、サッカーもできませんし、いろんな切磋琢磨や、クラス替えの人間関係とかもないので、行政として学校として、保育所も学校も、どれぐらいの人数が子どもたちの発達にとっては、良いクラス規模なのかということがあると思うのです。それをめざして維持していくということが、1つの目標というか、計画としていいラインやないかと思うのですが、それはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） クラスの人数ということでございます。教職員の配置ということもございまして、国の基準というところからみますと、公立義務教育小学校の学級編制お呼び教職員定数の標準に関する法律という規定がございまして、第4条におきまして、小学校の場合は40人と。1年生の児童の場合は35人ということが定められております。三重県では、平成15年から国において、運用の弾力化ということが出されたこともありまして、児童・生徒一人ひとりの実態や、各学校の課題に応じたきめ細やかな教育を推進し、基本的生活習慣や学力の確かな定着向上を図る趣旨から、少人数教育の取り組みの実施をしております。

そこで、15年から小学1年生につきましては、73人以上の場合、30人学級の3学級編制とするということ。また、16年度から小学校2年生にも拡大をしたというところで、これら規定の下限の人数の設定といたしましては、25人を設定されておるというところでございます。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねは、保育所のクラスの人数、規模のことに關してでございますけども、保育所につきましても、特段クラスの適正規模、人数というのはございません。

その中で、設備におきます、例えば部屋の広さであるとか、また、職員配置数、学年によって年によりまして、児童何人に対して職員が何人であると。そういう規定はございますけども、近年、少子化ということとは別に、玉城町の場合に、1、2歳児の利用割合が非常に多く見受けられます。

その中で、保護者の勤務形態も多様化をしておりますし、ニーズに応えるべく多様な保育が提供されていかなければならないということもあります。それだけ社会的な役割が非常に大きいものですから、それについて、私どものほうはクラスの人数、適正な数というよりは、保育の質を重要視して、それを担保するような形で保っていく必要があると考えております。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） これで少子化の話については終わりますが、やっぱり今日聞いてみて、宅地をつくるということしか、しかというとな変ですが、それが一番問題を解決できる方法じゃないかと思いました。なので、そういったことを住民と話し合っていく中も進めつつ、行政としてできることを進めていって欲しいと思っています。これも10年後の話なので、今、・・・してできたとしても、子どもが生まれるは3、4年後で、その子が中

学生や、小学生になる、15年後、20年後の話なので、もう直ぐやってもらいたいと思っています。

そして、2つ目の質問に移ります。2つ目が議会と行政の関係についてということですが、3、4年前のデータですが、日本の行政、地方自治体、県とか市町村、また国というものが、年間で160兆円ぐらいのお金を使っているということで、その内3分の2が地方自治体、県や市町村が使っていると。

だから膨大な金を地方自治体で使っているんです。昔は国の財源が多くありましたけども、2000年の地方分権の一括法とかの中で、地方自治体に色々な自己責任、自己権限、いろんなことが任せられました。そういった時代の中で、議会と行政という役割も、2000年以降確実に変わりました。そういった変化の中で、学問的にといたら、そういう言い方が正しいのかわからないですけど、法律が目指している、日本が目指している理想というものがあって、その理想を実現するためにも、法律をつくって、法律が想定していることというものがあります。それを私たちは法律をつくる側なんで、目指していかないと駄目ですし、遵守していかないと駄目だと思うのですが、2000年以降、先ほど言ったように、大きく地方自治体の役割ということが変わりました。お金の配分も権限も、そういった中で、町長は議会と行政というものが、どういった関係であるべきなのか、今は。

それは町長の考えというより、法律的な概念、日本を目指している姿という答えになるかもしれませんが、それはどう捉えていますか。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 法律的な概念ということになりますと、専門家ではありませんので、詳しくは答えられないわけでありまして、やはりいろんな地方分権改革によって、やはり地方重視、地方があって国があるんだと、こう私は思っておるわけでありまして、やはり北川議員からの質問の中にもありまして、十分ご承知のように、二元代表制の制度が設けられて、これは憲法に基づくわけでありまして、それによって、いわゆる地方自治の仕組みと申しますか、地方自治体が運営されておることによって、それを縷々申し上げるまでもございませぬけれども、やはりそれぞれ首長なり、あるいは議員の皆さん方、一緒になって、その地域、その自治体の発展のために、力を合わせていくという仕組みであると思っています。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 2000年以降、先ほど言ったように、地方分権が進んできて、これまで国が意思を決定する機関であったのですが、それが変わって、もう地方の議会はチェック機関じゃなくて、立法機関になっているんですね。地方の議会というところが立法をしていく。町の方向の意思決定をしていくということになってきて、それをやっていかないと駄目ということ、議員自身も認識しないと駄目ですが、行政自身も昔と違って、チェックしてもらっていると、相対するだけじゃなくて、意思決定、立法をしていくというのが、議会だと認識してもらっていくのが、今の2000年以降の正しい姿なわけです。

そういう中で、それがうまくいってないと、被害者は住民です。2つのだいたいどの本とか、学術を読んでも手当、行政と議会というのは、対立していく立場でなければならぬと。何故なら権力というものが、馴れ合ったり、1人の人に集中すると、それはよくないという歴史の積み重ねの中で、民主主義の国がそういった権力というものを分散していくシステムを構築したと。

だから、基本的にはどんな本にも、長と議会というのは、相互牽制、抑制と均衡によって、緊張関係を保ち続けることが求められると書いてあるんですね。一緒に協働してやっていくというのは、現実としてはいがみ合っても、仕方がないのですけども、お互いが持っている権利、例えば議員でいうと、承認するとか、議決するとか、条例を提出するとか、修正するとかいう権利があって、行政は執行する権利があります。予算編成する権利があって、そのお互いの権利を、ぶつかり合う、相互牽制、抑制、均衡していく中で、1つの答えとして住民の福祉、住民にとって良い町ができるということです。

これ昔の2000年以前の考えでいる人は、こういう考えになっていなくて、チェックしておればいいという人も居るかもしれませんが、確実にそういう時代じゃないんですね。そういった中で、今回、行政側が空き家条例について、提出してもらいました、この6月議会で。それは今まで、3年ぐらい前からいろんな議員が、4、5人、一般質問したり、予算委員会で聞いてきた中で、議員がいろいろ質問したり、公の場で一般質問、この本議会で予算委員会とかでやってきた中で、ちょっとずつ行政もやってもらいました。色々なことを。

でも、議員側としては、議員側というか、一部の議員の中では、もうちょっとスピードをあげてもらってもいいんじゃないか、もうちょっとやってももらってもいいんじゃないかということを考えて、じゃあ議員側で条例というものをつくって、それで条例をつくったら、それは行政の仕事になりますので、そういうこともいいんじゃないかという行動に出ました。

そして、議員の中で、本会議とかで、行政とやり取りした会話のもとにして、色々なことを検討してつくってきたという形の中で、この6月定例会で議員発議で、議員提案で条例を出すということを、やろうとされていて、進めていたのですけれども、結果的には行政のほうに出してもらいまして、そういう結果になって、議員のほうは下げました。そういった経緯の中で、もう行政をあげることはいいんです。議員があげることもいいんです、結果的に町のためになったらいいんです。どちらも権利として、条例をあげるということ是可以ので、議員があげても、行政があげても、いいんです。結果が良かったら。

なので、どちらでもいいんですけども、そのことについて、今回、何故出さないと、2日前まで言っていたのに、2日後になったらいきなり条例を出すといったのかどうかということ、さっき話した議会と行政という関係の中で、僕はちょっと腑に落ちない部分があるので、何故、今回、全員懇談会で僕たちが条例提案をしますと言った後の、議員懇談会であげないと言ったのに、2日後にあげるようになったのか。その経緯をちょっと説明してもらっていいですか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 経過がありまして、これは平成29年度予算として、ご審議をいただいて、議決をいただいた。そして、その時の説明なり、決定いただいたのは、平成29年度において、実態調査をしていくという考え方で、お認めをいただいたわけありまして、町としてはやはり当然のことながら、全国あるいは近隣市町で、条例制定をしておるということは、十分承知をしております、いずれ早いうちにとりいう考え方を持っておったわけでありまして、懇談会の招集をいただいて、その時点では非常に準備にかかるという考え方も、担当レベルではしておいて、発言、お答えをしておりましたけれども、その後、私どもを交えて、お話を詰めたところが、準備ができると判断をしたわけであ

りますから、今回、提案に至ったということでございます。以上が経過でございます。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そういう経過なら良かったです。別の経過なんか、その経緯を説明してもらっていませんでしたので、いろんなことを考えたので、もしかしたら昔の時代のままで、議員に出してもらうのは申し訳とか、そういった理論なのかと思っていたので、そういった経過を踏んでいってよかった、検討した結果というのなら、いいんですけども、こっちもやって、そういった返答、やらないという返答とか、難しいという返答があったから、こっちで進めてきたわけです。

政務活動費もそういった調査の予算も、何もない中で、いろんなところへ行ったんです。名張とか、県庁とか鳥羽とか、色々へ行って、最初からやってくれると言っていれば、こんなことをせずに済んだのですけれども、それがお互いの信頼関係の中で、この本会議という中で、真剣に話していって、やるやらない、行政としてはやらないという考えがあったら、それはそれでいいですよ。

突然やるとか、こうなったからやると言われると、徒労な時間がお互い出るじゃないですか。なので、そういった本会議とかも、真剣に、それは相反する意見でもいいのですけれども、そういった無駄といたら変ですけども、勉強になったり、調べやないかん、それも仕事なので、いいのですけれども、お互いそういった積み重ねを、正直に真剣にやっていった中で、できあがっていったらいいなと思います。

今後も議員の中で、議員発議したいと思っている案件もありますし、それが行政がやらないからとか、これをしたいからといういろんな意見があると思うんですけども、議会の中からそういう条例発議を提案をしていくというのは、当たり前時代になってくると思いますので、役場、行政側としては、それに対応した対応をしていって欲しいと、今回、思ったのです。

理由を聞いて、正当性があるというか、順序立てた話なので、僕は納得して、今回、これでよかったかなと思っていますが、中身の精査については、後日なので、後日しっかりと町民の役に立つような条例になるために、やらせていただきます。これで今回の私の一般質問は終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、8番 北川雅紀君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

9番 北 守君の質問を許します。

9番 北 守君。

#### 《9番 北 守 議員》

○9番（北 守） 9番 北。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、奨学金制度の創設について、2点目は文化財保護基金条例の制定について、この2点を質問させていただきます。

まず1点目の奨学金制度の創設について、町のお考えをお聞きしたいと思います。平成

29年度から国において、給付型の奨学金制度が創設されました。これによりまず、まず1点目として、経済的な理由により進学を断念せざる得ない方の進学を後押しする制度として、また、2点目として、進学に向けた学生の努力を促す仕組みをしていこうと、そういう制度を趣旨としたものとして、できたものと思われま。

内容につきましては、概ね皆さんご存知のように、国立、私立大学に進学する場合は、月2万円から4万円を支給すると。それで返済は不要と、給付型ということですので、不要ということになっております。

目的は経済的な負担を軽減するというのが、大きな目的でございます。さて奨学金の種類には、色々あります。色々なところ、インターネットなんかで調べてみますと、色々ありますけど、代表的なものとしまして、日本学生支援機構の行う大学生等を対象とした、そういう奨学金がございます。

それで、まずここでご質問するわけですが、奨学金の定義、役割、どういうものと、町として認識されておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 9番 北守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から奨学金の、まずは定義・役割をどのように認識しているかというお尋ねでございます。一般論といたしましては、今の議員からのご質問の中にもございましたように、能力のある学生に対して、金銭の給付を行う制度でございます。奨学金の厳格な定義といたしましては、学業成績などが優秀や生徒、学生に対して就学を促すことを目的とする。

そして、そのために返済義務の全くない給付奨学金のことでございますけども、このような厳格な定義の下で、奨学金事業を運用すると、選抜される給付対象者が著しく少なくなるために、通常は学生支援の制度、趣旨に鑑み、奨学金の定義を無利子ないし低利子を伴う貸与も含めることで、幅広い層が奨学金事業対象となっておると、現状認識をしておるものでございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 奨学金のことで関しますので、教育委員会のほうでも、若干補足をさせていただきたいかと思ひます。奨学金の今、町長お話をさせていただいた給付型の奨学金、これにつきましては、企業、自治体が主催するものが多くあるわけですが、議員、今仰せの独立行政法人日本学生支援機構、俗にジャソにおきましても、国の支援により経済的な困難な状況にある低所得者の生徒に対しまして、大学等への進学を後押しをすること目的に、平成29年先行実施分として、また、30年度から本格実施ということで、実施が始まったところでございます。

それともう一つ、貸与型の奨学金、これにつきましては、無利子型、有利子型があろうかと思ひます。先の日本学生支援機構が、従前から実施をしている最も多い奨学制度でございます。ほかにも技能者育成制度なり、また、あしなが育英会、留学のための奨学金、大学で実施するもの。そして、各種団体が実施するもの。また、国費においてされるもの。地方自治体なり民間企業が実施するもの等々ある状況でございます。

先にも触れさせていただいたように、この29年度から給付型の奨学金が導入された経緯に関しましては、貸与型の奨学金の利用者が、大学の進学の半数以上にのぼっておると。終身雇用や年功序列などの日本型雇用の解体がもたらし、親の所得というのが低下をして

きておる。中間層を含む多くの世帯が、子どもの学費を負担することが、困難になってきており、一部貧困層を救うという視点だけでは、この大きな教育問題を解決することができないというようなこと。

そして、また日本におきます、奨学制度につきましては、OECD諸国の中で給付型奨学金の比率が非常に低い。そして、今、話をさせていただいたように、返済に伴います未婚化、少子化問題、また滞納問題によりまして、奨学金のあり方を問題視する声が高まり、給付型の実現に至ったということで、奨学金につきましては認識をいたしておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 町長及び教育長から、ご答弁いただいたわけですが、要するに学生生活をサポートすると。そういうシステムであるという1点。

それから、一番問題なのは、入学の時の入学料、これが貸与型ですと、あとで返済ということになるのですが、その一時に多額の費用が要るわけですね。それでその時に、教育ローンも組んで、合わせて返していくということになりますので、学校に通う経費を少しでもサポートするという意味で、私も捉えておったわけですが、認識は一致しております。

それで、次に、そういう奨学金の根本的なことを抑えていきますと、小学校、中学校の義務教育向けの奨学金という、言葉がそういう言葉になっていないのですが、奨学金というものがあるのかどうか。その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 義務教育での奨学金ということでございますが、義務教育でございますので、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対しまして、必要な援助を行う就学援助制度というものがございます。現在の玉城町の認定基準ということでございますが、生活保護基準の1.5倍未満というところで、援助といたしまして、先にお話のありました新入学用品費の援助、そして学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費等々の援助の実施をしておるところでございます。

また、生活扶助の1つとして、教育扶助、これは生活保護世帯への扶助でございます。そしてまた児童手当あり、児童扶養手当、そして、特別児童扶養手当、私立中学校等におきましては、授業料の一部免除という制度もございまして、また貸与型ということでは、教育ローンなりとか、一人親世帯への貸付金、これは県の事業。そして、社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金なども、これに当たるのではないかと考えております。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 義務教育の中でも、奨学金という形で、名前ではないですけども、出ておると。

次に、高校生向けの奨学金はいかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 高校生向けの奨学金ということでございます。

国によります、まず奨学支援金、これは授業料の一部免除なりとか、授業料以外の奨学のための給付金という制度もございます。

そして、日本教育公務員公済会なり、社会福祉協議会、先ほども話をさせていただいた、あしなが育英会、交通遺児育成会なり、日本政策金融公庫が実施をいたします、教育ロー



ン、そしてまた各県におきましても、自治体によりまして、制度の実施をしておるところがございます。三重県におきましては、三重県高等学校等就学援助金というものがございまして、これは貸与型の無利子の奨学金になっております。

また、各市町におきましても、県内の様子をみますと、9市7町で実施されておるような状況でございます。

また、玉城町といたしましては、町が直接創設するものはございませんが、以前よりお世話をいただいております、・・・(聞き取り不能) となります奨学金の制度ということで、現在、支給をさせていただいております状況でございます。

○議長(中瀬 信之) 北守君。

○9番(北 守) 高校生につきましては、町教委では管轄外ということで、ちょっとついでといたらおかしいのですけども、聞かせていただきました。今日は、お聞きしたいのは、大学生と高等学校、専門学校、それから盲学校、聾学校へ入学を希望する生徒の皆さんに対して、奨学金制度の創設をどう考えておるのかということで、質問をしたいわけでございます。

それで、本題の流れに戻したいと思うのですが、玉城町の生徒の、いわゆる玉城中学ですけども、からは高校、専門学校等へ進学するお子さんの進学率は、今、何%でしょうか。

○議長(中瀬 信之) 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長(中西 元) 玉城中学校から高校、専門学校へ進学いたします生徒の進学率ということでございますが、過去3年の数字を申し上げます。平成26年度、153名が卒業され、152人が進学いたしております。進学率といたしまして、99.3%。進学しなかった者につきましては、無業ということが1人でございます。平成27年度につきましては、177人が卒業いたしまして、175人が進学をしております。98.9%の進学率。また就職に1名、無業が1名ということです。昨年この29年3月の卒業生でございます。28年度卒業者が177人、うち進学した者176人ということ、99.4%、1名の方については無業ということをお聞いております。

○議長(中瀬 信之) 北守君。

○9番(北 守) 今後は高校も含めて義務教育化になるのではないかと思いますけども、全員とっていいほど、高等学校のほうへ入っておられるということですけども、ちょっと三重県の大学、専門学校への進学率というのがわかっておれば、現在どのような状況か、把握しておればお聞きしたい。

それから、また低所得、いわゆる生活保護を受けておられる方の率もわかれば、お伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長(中西 元) 県下での大学、専門学校への進学率でございます。平成28年度の学校基本調査の三重県全体での進学、就職状況ということで、調べてございます。

平成28年3月末の大学等の進学率といたしまして、50.5%、全国平均54.7%ということです。また、専修学校進学率につきましては、14.9%、同じく全国は16.4%。また就職率でございますが、男子の場合は32.4%、女子については20.6%ということで、これにつきましては、全国平均より高いという結果となっております。

生活保護に属する子どもの大学進学率でございます。26年度のデータでございますが、

24. 25%ということでございます。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 半分以上の方が、大学あるいは専門学校等へ進学ということで、この時代にあって、やっぱりそういう流れである。高学歴を目指してやっておられると思うのですが、そういうことから鑑みて、玉城町には中学生を対象とした、村山賞というのが、今から5年前に創設されて、もう5年も経過したということで、青少年の育成に力を入れている町として、誇りのある町と思っております。

ところが、そういうこともあるのですけれども、近隣自治体には奨学金制度を設けている自治体もありまして、まだ玉城町は高等教育終了の子どもたちに、奨学金の制度がない。これは残念なことだということで、今回、質問したわけですが、町長は日頃、青少年の育成に力を入れ、義務教育にも熱心に力を入れておられます。

玉城町の周辺には、企業もあります。それで地元へ帰ってきてもらえる、そんな環境もあるわけですから、玉城町独自の大学生等に対する奨学金制度を、是非創設していただきたいと思うのですが、そのお考えはないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 大学生に対する奨学金制度につきましては、玉城町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、一応Uターン者を対象にした奨学金返済補助制度の検討導入という新規事業であげております。

所管課は産業振興課になるのですが、現在、導入には至っていないという状況でございます。目的としましては、奨学金を支給している玉城町出身の首都圏在住者に対して、Uターンをした場合に、奨学金返済の補助を行うことで、若者の転入増加を図るというごどう目的にやっていますが、検討段階というところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 今、総合戦略課のほうから、課長のほうから説明があったのですが、今の話ですと、玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで、Uターン者に対して、奨学金の返済の補助制度、奨学金の返済に対する補助ということで、よろしいのですか。今のそういう回答は。ということで、今、回答をいただいて、早急に取り組んでいきたいということで、これもメニューの中に入っておるということですが、私はあくまでも補助ではなく、私の質問は給付型か貸与型か、どちらかあるのですが、できれば給付型の奨学金制度を創設して欲しいと思うのですが、そのお考えはありませんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 給付型については、議員おっしゃったように、今年から先行して、奨学金が誕生して、来年から本格的にされるということですが、うちのほうではまだ奨学金の返済の補助という考え方で進めています。

実際、昨年三重県が創設しまして、三重県地域と若者の未来を開く学生奨学金返済支援事業ということを、28年度から募集を開始して、20名の方を認定されたということでございます。こういうことの動きがありましたので、昨年11月に三重県の戦略課を訪問いたしまして、せっかくこの基本は南勢地域が対象です。北勢のほうは対象になっておらんということです。

北勢のほうも一部合併をする前の、例えば津市さんだと、美杉村さんとか、一部のとこ

ろについては対象になっているのですが、基本は南部が対象になっておる補助金制度ですけれども、こういう地域に対して創設をされたということで、当然これは4分の1補助、最高100万円です。奨学金を400万円借りたら、100万円補助しようと、4分の1補助になりますので、このあたりを折角三重県が玉城町の地域を選んで、この奨学金制度を導入していただいたので、そうしたら町単独で、上乘せしようとする制度に、この制度を活用できないかということで、11月16日に三重県を訪れて、提案をしてきました。

ただ、また向こうから年が開けて、12月16日、1カ月後に県の課長がみえて、制度的にも色々ちょっとまだ設計段階で、もう少し今年度も委員会をつくって、調整していきたいということを言われていまして、もう少し待っていただけないかということになりましたので、うちとしては今年度からの導入は見送って、また来年度に向けて、一緒に協働して、再検討しないかということで進めていますけど、これはおっしゃるとおり奨学金の返済の一部助成という格好になっていまして、まだ、給付型の新設については、考えを持っていないという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） そういう補助ということですが、国が先行して、給付型の奨学金ということになっておりますので、今の話ですと、国の制度を利用しながら、他に奨学金を借りる場合は、その補助という理解をさせていただいたわけですが、それでよろしいですね。

これに関連して、看護師さんが非常に不足というのか、なられる方が少ないということで、看護師さんの奨学金制度を創設する考えは、あるかどうかということ、まず聞かせていただきたいのですが、町として将来見据えた、看護師さんをめざす学生さんの育成に、そういう奨学金を創設する制度は考えていないのかどうか。その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 玉城病院の事務長とも、話はしておるのですが、近隣の公立病院との状況も勘案しながら、検討していきたいということでございます。また、他にも色々人材確保、看護師さんだけにとらわれず、いろんな形の人材確保として、この制度というのは、活用していかないかと思っておりますので、また担当部署と今後も奨学金という大きな括りの中で、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 今の回答ということで、時期としましては、今も早期にということですが、例えばいつ実現しそうなのかどうか。今の話ですと、県の関係もあるしということでしたが、これについても県で、昨年、試行的ですが、20名ほどということでやっておられたようですが、町として早い時期にやっぱりやって欲しいというのがありますので、時期を明確に示していただきたいと思うのですが。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 申し上げたように、県が28年度にせつかくつった制度ですので、これをやっぱり活用していきたいというのが、今、町の方針として持っています。単独でつくっていくとなれば、奨学金いろんな形の奨学金、ご質問もありましたように、小学生から高校生まで、それから大学生以降の奨学金の、総合戦略課として考えておるプランにつきましては、やはり特定分野、一律Uターンさえすれば、一律に奨学金を一部免除するとか、補助をするということは、総合戦略課としては、あまり考えておらんという

ことです。

あくまでも、例えば特定分野の方々に、活躍されておられる方々が、玉城町に就職をしてもらうことに際して、産業等にいろんなことに寄与していただくという方々に対して、定住、移住も含めて、また企業を応援するわけではないのですが、産業の応援をしていくという形で、そういうことで戻っていただきたいということを、総合戦略課としては考えておるところですので、他の奨学金とはまた一線を画して考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） ちょっと留めるようですが、産業ということで、特定分野ということですが、具体的にはどんな分野を指して、おっしゃってみえるのですか。ちょっとそこら辺が事務的なことも含めて、玉城町にある資源であります、いわゆる大企業さんがございますので、そういう分野を指しているのか、その点ちょっと具体的に、わかっておればお伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） ある企業さんが、理工系の学生を非常に探してみえて、それを行政が補助をして、支援していくとなると、単なる企業支援になるといけませんので、やはりもう少し大きな中で、産業の振興というところを捉えながらやっていかんと、今は注意しなければいかんと思っています。せつかくこの企業が、いろんな企業があって、また農業もありますし、受け皿がしっかりしておれば、やはりそこは何か一緒に政策を考えながら、マッチングさせながら、そういう学生さんを首都圏、またUターンでもいいです、IターンもJターンもいいです、要望していききたいのは、こちらへ転入していただきたい、定住していただきたい、または働いていただきたいということは考えていかないかんと考えております。ただ気をつけなければいかんのは、単なる企業支援になることは注意しなければいかんと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） それならこの程度にしておきますけど、ちょっと理解ができませんでしたが、最近短大、4年大学への進学、それから専門学校、聾学校へ入学される方が、奨学金の申し込みが多いと聞いております。国においても、大学の無償化について、今現在、議論を進めておるところで、今後どうなるかわかりませんというところですが、まずは玉城町として奨学金制度を創設していただきたいというのが、私の今回の質問ですけれども、学生や家族が安心して、学生生活を送れるように、まず応援していただきたい。

先日、皆さんも見ていただいたと思うのですが、NHKテレビで、平成29年4月23日の放映で、高校生ワーキングプアと題して、放映がありました。高校生が一家を支えて、いわゆるシングルマザーのご家庭でしたのですが、高校生が夜アルバイトをして、働けど暮らしていくのが精一杯で、成績が優秀であるということは、自他ともに認めておられるわけですが、結果的には進学できなかったという、そういう内容のものでした。

そんなことも考えれば、奨学金制度といえるのは、補助という枠を超えて、やはり考えていただきたいと思っていますので、これは町長に是非、再度お聞きするわけですが、奨学金制度は必要と思っておられると思うのですが、創設する考えはあるかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 担当課長も答弁をしておりますけれども、やはり国県の制度、そして回りの動きあたりも十分、情報をつかみながら、町としてどうしていくのかということは、これから考えていかないかと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 今の社会問題化しているからこそ、国も給付型の奨学金制度を実施することとなったと思うのですが、玉城町も近隣自治体でも、実施しているところもありますので、是非、国県の状況も見合せながら、導入を考えていただきたいと思っています。

続きまして、2点目の文化財保護基金条例の制定について、お考えをお聞きしたいと思います。文化財保護基金条例は、京都府京都市をはじめ多数の自治体が、文化財の改修や必要が生じた時の経費の財源に充てるために、条例化しているところであります。文化財保護基金条例とは、ご存知のとおり、文化財保護基金を設置して、文化財活動の経費の財源に充てることを目的にしておるわけですが、玉城町には現在、財政調整基金をはじめとした基金は、条例が18件あります。

そこで、まちづくりの拠点として、活性化や観光資源として、玄甲舎の改修が本年既に工事が始まっておるわけですが、改修経費につきましては、先にも一般質問があったように、事業費が約1億500万円、それから国庫交付金が約5,000万円、交付税の算入付きの起債が2,500万円、一般財源の起債が、いわゆる一般財源が2,500万円ということ、計1億円となっておりますが、その他にこれとは別に、約数千万円の経費をかけて、庭園の復元整備の計画があると、町長のほうから既に説明があったところであります。

この改修にあたって、不足する財源が生じると思います。思うのですが、一般財源を基金で、起債でというのが、今の補正予算を見せていただきますと、起債でという流れですが、基金で充てていく考えはないのかどうか。その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 基金については、今回の事業については、有利な起債を借り入れるということで、一般財源を充てておるということで、基金等を充てる予定はないということでございます。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） ということは、起債のほうの方が有利だということで、今、運用しておられると。基金を充てるとしたらという想定を考えておったのですが、要するに起債のほうの方が有利だから、一般財源ということで運用していきたいということですが、もし基金を充てるとすれば、どの基金を、今現在ある基金ですが、どの基金を充てるのが、適当だと思いますか。18条例ある中で、どの基金が適正やと思いますか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今、現行にございます基金の中で、充当するとすれば、ふるさと応援寄附をいただいております、ふるさと応援基金条例の部分での充当を充てるのがいいのかなと考えております。これにつきましては、目的をもって、文化芸術活動を応援する事業に対してのご寄附をいただいております、この基金を充てるのが適当かと考えております。

また、不足する場合につきましては、町の活性化基金、活性化対策事業基金、こちらを充当するかなというところでございます。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） ふるさと応援基金といいますと、色々と項目があるんですよね。あの項目の中で、玄甲舎に限っての、いわゆる項目が1つ増えたのですけども、その項目でよろしいのですか。その基金というのは受けるというのは。どうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） ふるさと応援寄附の中の田丸城整備、あと文化財の保護ということにも、活用させていただくということで、ホームページを見ていただくと出ておるかと思っておりますので、そちらもあるのですけども、玄甲舎の周辺整備、今、庭園等の整備につきましては、企業版のふるさと納税の制度等を充てて、財源としたいということも考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 私が想定しておったのは、基金ということで、何でも使えるという意味から、活性化対策事業基金という、これは便利な基金だなと思っていました。実はいろんなそういうまちづくりのためには、いろんなところで顔を出していただいておりますので、そういうふうにしていただけたらいいのですが、今のお考えですと、ふるさとのいわゆる基金ということで、お伺いしたわけですが、基金については現存の基金については、そのぐらいにしますが、玉城町には田宮寺の木造 11 面観音立像 2 体と、いわゆる夫婦観音さんですけど、国の重要文化財として、指定されております。

また、県の指定文化財として、無形物として玉城跡、有形文化財として、山神の獅子舞やら、民族資料として宮古の石風呂など 5 件が、県の指定になっております。

それから、玄甲舎富士見門や奥書院などは、有形無形記念物として、町の指定が 12 件ということになっておるわけですが、文化財に指定されれば、自治体をはじめとした所有者は、文化財の保存に努めなければなりませんということになっておりますので、これにはお金がかかると思うのです。

それで、改修していくにしても、修復するにしても、お金がかかることが、当然ありますから、日頃から準備しておく必要があると思うのですが、それには基金を考えてはどうかと、私は思っております。文化財関係に特化した基金を設置する考えはないか。もうそろそろ玉城町も文化財の保護基金を設ける時期ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 先ほどから答弁させていただいておりますように、ふるさと応援寄附金につきましても、過去 3 年ぐらいをみますと、文化芸術活動を応援する事業ということで、寄附をいただいておりますのが、平成 26 年度が 197 万円ほど、それから、27 年度が 248 万円、28 年度につきましては 460 万円ということで、年々増えてきておるといところかと思っております。この辺りにつきましては、田丸城の PR であるとか、その辺りも含めた中で、玉城町が今、観光政策も含めた中で、歴史資源を発信しておると、こういうことに対して、皆さんからのご寄附をいただいておりますので、また今度は玄甲舎についても、情報発信し、またこちらのほうに寄附をいただければと考えてございます。

また、文化財の保護基金の設立ということでございますけども、こちらにつきましては、そこまでやらなくても、この基金、あるいは必要であれば、活性化基金のほうを活用して、

運用していきたいと考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 今の数字、はっきりとふるさと納税基金の197万円、200某、460万円、こういう数字で、本当に文化財を修復できるのですか。1億円から今言いましたやんか、玄甲舎というのは、1億なんぼかかりますよという話をしましたのに、それで足りると思っておられるのか。ふるさといわゆる活性化基金で足していくのやと、それで足りておるとい認識でよろしいのですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 事業を起す時につきましては、当然、今回の玄甲舎のように補助金、あるいは起債等も対応させていただいておる。起債の考え方でございますけども、これにつきましては、単年度での支出が多くなる。これは後々使うものであるから、後年度へ負担を分割するという考え方もございます。その部分でやっていくということで、町のほうは考えておるところでございます。

また、おっしゃるように、目的はもっているのは限度として、何をやるからということ、明確な目的があつて、いくら必要であるという部分が出ておれば、特定目的の基金を設立することも可能かと思うのですが、今現在としては、そのような考え方はないということでございます。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） この話は平行線になっていきますので、進めますが、私も基金というものは、どんなものかということはおわかっておるわけですが、例えば玄甲舎というのは、これから将来、お金を借りれば後世の方に負担も、当然、起債というものは、そういうものです。それはよくわかるのですが、玄甲舎というのは、これから将来、何回か改修が必要になってくるわけでございます。

それで、城山も今、見てください。いくら投入しとるのですか。それを考えたら、貯金をする意味からも、これはもう大変な負担がかかっているということを、やはり認識していただきたい。そういう点で言うておきますけども、今のことは、これぐらいにしておきますが、玉城町の文化財の修繕、話を少し変えます。

文化財の修繕につきましては、修繕費の50%ということで、これは規則で制度化されております。玉城町の独自の制度でもあります。ここで文化財の修繕に関する補助制度の概要をお伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、議員仰せのとおり、玉城町の補助金交付規則の中で、補助制度を設けておるところでございます。この規則の中で、指定文化財等保全修理事業がございまして、修理に関しまして2分の1の補助を支出するという内容でございますし、また、予算措置という観点から、郷土文化の活動補助金というものがございます。これにつきましては、勝田能の保存会の活動補助金なり、また、小池流の保存会、そして田丸地区の獅子舞保存会等々に支出がなされておる状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） いわゆる補助金の支出で、勝田能までおっしゃってみえたのですけど、田宮寺の木造11面観音立像というのは、地元の皆さんの協力があつて、保存継承していただいております。それから、修繕も気をつかっておられると。特に山神の獅子舞におい

ては、田丸のお頭神事の七起舞いなど、本当に後世につなげていかなければならない舞いもあるわけです。

それで、修繕の補助制度はあっても、保存継承となると、玉城町には補助制度はないわけです。それで、玉城町は文化財保護基金というのを、さっき言ったけれども、総務課長のほうで、それは考えておりませんと、はっきりおっしゃってみえたのですが、その基金で、今までですと、利息とか利子で果実で運営ができたのですけども、今の時代はそれができませんので、その基金をもって、保存継承をしていってはどうかと思うのですけど、その文化財に対して、補助金を出す考えはあるのかどうか。その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） やっぱり地方創生ということになってしまいますのですけども、やはり町を活性化していくには、祭りとか、それからそういう文化の継承、それからハードですね、神輿をどうしようとか、そういうハードの補助というのは、また、教育文化の振興ということで、教育さんのほうで存続してやっていただくことで、ソフト面の伝承ということについては、やはりまちづくりの補助金というのを、今後やっぱり考えていかないかと思っていますので、その設計はうちの課で、今後やっていきたいと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 総合戦略課で答えていただいて、そういう設計を考えていただくということですが、とにかく玉城町には、そういう歴史的な古い文化財というのが存在しておると。国・県・町で19件、指定がされております。そのためには、今後ますます玄甲舎が、町の指定となれば、お金もかかります。そういうことを考えれば、やはり貯金をすべきだと思うのですが、そこで、ちょっと話がそれましたのですが、補助金の中で、ソフト面での補助金を、ルール化を図ってほしいと思っておるわけですが、修繕の規則は今あるわけですが、保存継承の要綱は今ありませんので、そこら辺はつくっていただく気はないでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） ソフトという形の伝承については、そういう制度は設計していきたいと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○9番（北 守） 色々今、基金をつくる考えはないということで、はっきりと答えていただいたのですけども、都市の例でいきますと、今、そういうソフト面で考えていくということで、補助金の対象として、例えば後継者育成事業、備品整備事業、それから記録作成事業、普及宣伝事業、保存維持事業、こう分けて、その種類ごとに補助金を出しておる。そして勝田能にしても、いわゆる田丸のお獅子さんにしても、色々その都度をお金を出すんやなしに、やっぱり補助金というものも系統的に、やっぱり考えていただきたいと思いますので、基金条例ができなくても、寄附を原則として、ふるさと納税と、寄付金を充てるということですから、それがうまくいくようお願いして、今日の質問は終わります。

今日は、奨学金制度の創設と、それから、文化財保護基金条例の制定ということで、この2点について、質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、9番 北守君の質問は終わりました。



次に、13番 奥川直人君の質問を許します。

13番 奥川直人君。

《13番 奥川 直人 議員》

○13番(奥川 直人) それでは、お昼も間近になってまいりましたけども、議長のお許しを得ましたので、引き続き一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回の一般質問につきましては、2点ございまして、1点は玉城町の文化財と町の活性化ということです。2点目が、自主防災組織の組織化推進について、この2点を質問したいと思っております。

1点目の玉城町の文化財と、文化財を生かした町の活性化というテーマでありますけども、教育委員会、文化財調査委員会は、文化財保存及び管理、そして活用などの調査研究を、今現在どのように進められているのでしょうかということで、先ほどから今回、玄甲舎も色々お話がありまして、文化財ということで、いろんな形で活用されようとされておりますので、この件について質問させていただきたいと思っております。

私たちの住む玉城町は、城山はじめ多く有形、無形、そして史跡、埋蔵文化財などがあります。町として、これらを守って、町民の文化向上及び学校教育や、最近では文化財をPRをして、玉城町の知名度アップで、誘客、観光への取り組みを行ってきておるわけがあります。

現在、玉城町の指定の有形、無形文化財や天然記念物、先ほどお話がありましたけども、12件あります。その中に、今、玄甲舎というのが、今回入っているわけですけども、これは今後進めるといことにしますと、現在、古いものでいきますと、11件の文化財があると。そして文化財の保護条例にあるように、保存及び活用のため必要な措置を講じ、町民の文化向上に資する目的を持つと。

町の文化財調査委員会は、これらの目標達成といいますと、保存とか、活用とか、そして町民の文化向上、こういうことを目的に、目標達成のために日頃、保存及び活用のため調査研究を行って、行政や教育委員会と共に、活動されていると思っております。

特に近年、世界遺産とか国宝とか、いろんなものにいたずらをされる事件が起こっておりまして、我が町にしても、文化財の管理などが現在どのように行われているのか、まずそこをお聞きをてまいりたいと思っております。

定期的に保存及び管理状況の調査はされているのかどうか。そして、文化財を活用するという大きなテーマがあるわけですけども、そのために調査委員会と教育委員会とで、どのような意見交換がされているのかということをお聞きをしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(中瀬 信之) 13番 奥川直人君の質問に対し、答弁を許します。

教育長 田間宏紀君。

○教育長(田間 宏紀) 教育委員会並びに文化財調査委員会等のご質問でございますので、私から答弁をさせていただきたいと思っております。もう議員仰せのとおり、玉城町の文化財保護条例に基づくものでございまして、まず文化財といたしましては、町内の区域にあるもの、町にとって重要なものについて、保存活用をしていかなければならないと。必要な措置を講じなければならぬと。

これをもって、町民の文化向上に資することを目的として、条例が制定されており、文化財調査委員会につきましては、教育委員会の中で諮問に応じて、その保存及び活用等に

資する事項の調査研究をするということ。また意見具申をいただくという内容でございます。また、教育委員会といたしまして、まずもって、この今のお話もありました指定文化財、国におきます重要文化財2件、また県のほうでの5件、また町の指定におきます12件、これにつきましては、所有者また管理者等がいらっしゃいますので、そこと文化財担当のほうと連携をとりながら、状況把握をさせていただいておるような状況でございます。

また、この調査委員5名で構成をいたしておるわけでございますが、まずもって郷土史の専門、そして、先土器、縄文、中世城下、近世古文書等、各分野での専門の方々によりまして、構成をさせていただき、任期2年で、今年4月に留任という形で、全員留任をいただいたところでございます。

そして、この開催と教育委員会との連携の状況でございますが、これにつきましては、年2回ほど会議を持たせていただいております。諮問という部分だけじゃなしに、田丸城跡の整備関係、また先ほどお話をさせていただいた各指定文化財の現状、状況報告、そして、意見交換、情報共有も含めて開催をさせていただいておるところでございます。

大きく諮問といたしましては、21年当時につきましては、民族資料館の大きな案件もございました。そして、ほぼ毎年のような形で、田丸城跡の石垣の修復関係と、23年につきましては、明和町さんのほうに明治時代に払い下げされました、土塀なり、田丸神社の武器庫、弾薬庫の移築につきましても協議をいただく。そして、また24年以降につきましては、玄甲舎関係につきまして、利活用、現存の整備も含めまして、検討をさせていただいておるような状況で、現在にいたっております。

そして、また教育委員会といたしましては、やはり玉城にあります、しっかりとした文化財の価値、魅力を理解するということを促進する取り組みを積極的に推進をしていきたいということを考えておりますし、また、委員さんから意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長(中瀬 信之) 奥川直人君。

○13番(奥川 直人) そういう形で活動をされておると、年2回ほど会議をもってもらっているということでもありますけども、現状、この管理者ということ、私有者、管理者という形で、その文化財は一般の方なり、地域で管理をするということになっておるわけでもありますけども、十分専門家の目で、そういったものができているのかどうかということを、何らかの形で定期的にチェックをしていただいて、それが基本的には何時いっか、誰々どういうことやったという記録に残していく。文化財を維持管理していくことで、教育委員会としては大事だと思っておりますが、その辺の具体的なルールとか、そういうのは決まっているでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 教育長 田間宏紀君。

○教育長(田間 宏紀) 具体的にいついつこのような形で、巡回をするというものは定めてございません。玉城町には、今も申し上げました指定文化財の他にもつきましても、埋蔵文化財というのが、相当数ございます。今回の補正予算でもお願いをいたしておる文化財調査というものもございます。

やはり埋蔵文化財等も含めまして、本来ですと、やはり保存というものも基本にいたしたいということで、適切な管理というのを願います。往々にしていろんな開発等々の中で、埋蔵文化財がなくなってしまうという現状もあります。そういう中でございますが、文化財担当のほう町内、そういう状況も調査をしながら、不定期ではございますが、進

めておるということでございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 指定文化財ということなので、やはり先ほど申しましたように、定期的なチェック、そして記録を残していくということを、今後も大事ななと思います。管理者の責任で、任しておくということではなく、やっぱり文化財調査委員会の人も、どういった状況なのかということも、十分認識してもらふ必要も、私はあると思いますので、是非そこはやっぱりルール化なりというのは、きちっとして欲しいということでもあります。

次に、例えば先ほど調査委員会の人たちが、いろんな史跡なり、まだ文化財に指定されていないものも、いっぱい玉城町にはあると思うのですが、そういったものの中から、例えばこれを文化財にしたらどうやということ、それは先ほど言いましたように、今は観光とか、いろんなことも含めて、そういったPRをしていくということでもありますので、ある程度、調査をしていただいて、そういう価値あるものであれば、そういう動きをされているのかという前向きなことをお聞きしたのです。

今、原に円通山の石仏庵があります。これは今、お越しいただいた方のホームページやブログに、かなり出てきておられて、これは町の指定文化財として、どんなシステムでそういうことができるのかということをお聞きしたいのと。他に、候補があれば、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） まず指定というところでございます。これにつきましては、条例の中で定めがございまして、まずもって文化財の所有者からの申請があった場合、そして、申請以外のものにつきましても、あらかじめ指定しようとする物件、権限に基づく占有者の承諾を得て、町がする場合というものがございまして、まずもって申請があったという中での処理というものを、基本にしながら、また文化財調査委員さんの意見を聞きながら進めさせていただくということになるかと思っております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 申請といいますか、やっぱりそれは文化財調査委員会というものが、たくさんご存知と思うんです、町内に。そういったものをどうするかと。どう活用していくのかということをお互い双方が理解しないとだめなことだと思うのですけれども、是非そういったことで、玉城町の見どころといいますか、そしてやっぱりこれは先ほど申しましたように、石仏庵というのがありますけれども、あそこもたくさんの人が見て、古い歴史のあるものだということで、理解はいただいております、町がということでは駄目なので、そういう意味ではやはり町も、そういったものもいろんな意味で活用していくということをお聞きしたいと、このように思っています。

もう一つ、私の地元に、小さい話で申し訳なんですけれども、平成7年4月12日、玉城町の天然記念物指定第1号ということで、原のアイナシというのがあります。原にアイナシの原木があるということで、アイナシに関する保存活用、管理状況、調査研究はされているのかと思っております。

これは本来、文化財になったら標識を建てるということが、条例でうたわれていまして、これはこうこうして文化財だと、それでそれは何なんやと意味も書いた、標識というのは、ルールで立てやないかんとなっています。しかしながら、あれ天然記念物なのと、例えば

アスピーア玉城から国東山に登る人でも、1つの見どころになるはずですけども、そのアイナシ自体が、ただの木が茂っておるだけというのが現状なんです。

そういう意味では、やはり1つの観光とか、文化財の町としての管理の仕方、そして文化財を生かすという意味では、何故その標識が立って、地域の地元の人も、それを知らない人が多いということでは、文化向上にはならないと思いますので、この現状の状況を踏まえ、教育委員会として、どのような認識でおられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、議員仰せの原のアイナシにつきましては、平成6年12月8日、町の天然記念物として指定をさせていただいたと。今も仰せのように、この文化財保護条例の中の5条第4項の中で、指定文化財が史跡、名称、天然記念物である時は、教育委員会にて定めた標識を設置すると定めてございますので、何故いま設置されていないのかということですが、設置されていなければ、即教育委員会のほうで、早急に設置をする考えでございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） こういう逆にいえば、先ほど文化財調査委員会という組織があつて、それで文化財の管理状況とか、そういうものが、例えば先ほどいいました、原のアイナシを見てみると、誰が知らないうちに伐ってしまうかわからないということもあるわけで、保護もできてないと。

そして、文化向上かと、やっぱり地域で、やっぱり守ろうということにするためには、そういった囲いをつけて、ちょっとそういう説明文もあればいいかなと。多気町へいきますと、多気町の成川池かどこか、あそこにはマメナシってあるんです。これは多気町の天然記念物で、指定になってはいますけども、あれはきちっと囲って、こういう標識も立って、これこれ然々で、こういう認定をしたと。こうしてあるので、ほんの隣ですので、是非ということも真似るといったらあれですけども、玉城町は玉城町でしっかり、いわれもあることだし、ちゃんとしていただければと思います。

町長、すいません。こういうことも含めて、現状、文化財に力を入れて取り組んで、現状おるわけですけども、今、眠っている文化財とか、色々なものがありますし、それが今後玉城町の観光とか、いろんなものにつなげていくという、大きな玉城町の方角も出てきますので、この辺について、もう一度なんかご意見、今の現状を見てご意見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いろいろ地域のことをご承知の方もみえますし、議員からも紹介もいただいております。まさに町としての地域資源を生かして、そして、町の魅力の発信をしていくことが、一番今、大事なことはないかと思っておりますので、そういったことも色々情報を教えていただきながら、あるいは町としても、積極的にそれを紹介する、発信をするという取り組みは、これからも大事なことだと思っております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 是非、玉城町にお越しをいただく方が増えてきておるということで、思い出に残るとか、来てよかったと思っただけのような玉城町としての、よくいわれるおもてなしというのを徹底していただきたいと思っております。

続きましての質問ですが、これも町にお越しいただいた人に、見どころを増やすことに

ついて、質問をしてみたいと思います。玉城町は熊野古道、出で立ちの地として、観光誘客を目指し、環境整備や組織連携など、今後も続けていくのかということをお聞きしたいと思うのですが、多分おそらく今後も、今、町長がおっしゃっていますように、行政として出で立ちの地、観光に対する取り組みはされていくと思います。

ご存知のように玉城町は、熊野古道出で立ちの地でありまして、熊野古道世界遺産登録から10年少し経ったわけでありまして、熊野古道は三重県も含め、関連市町との連携や、そしてPR、各種イベントを行って、私たち町民にとっても、熊野古道に対する歴史的な誇りというものや、ロマンを抱かせてくれているわけでありまして。

今年も非常にいい季節になって、古道を回るハイカーの人々が、非常に多くなって見かける季節になってきたわけでありまして。これからも玉城町に多くの方々に訪れていただければと期待をしております。この古道への誘客、観光整備を、先ほど町長が言われました文化財という、大きな観点で言われましたけれども、古道誘客、古道での観光というものを、今後も継続していかれようと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねの今後も継続していくかということに関連いたしまして、平成26年度と、平成27年度におきまして、南部地域活性化基金事業を使用させていただきまして、関連市町、伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町の連携で、熊野古道伊勢路魅力発信事業というのを実施させていただいております。

また、現在も組織連携というところで、伊勢熊野観光連絡協議会というのが、もう既に昭和40年から発足されておりまして、ここは本当に熊野街道の関連市町ということで、三重県から和歌山県にかけての関連の市町、15市町が連携して、1つの事業をやらせていただいております。

例えば名古屋で、旅まつり名古屋というのがありますが、それも毎年参加をさせていただいておりますのと、今年度はこの関連市町と共同で、ノベルティグッズの作製なども検討されているところでございます。

従いまして、先ほども熊野古道の世界遺産指定から10数年が経っておるということもございまして、活動につきましても、今後も継続して続けていくということで、予定をいたしております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 継続されるということでありまして、熊野古道巡りをされる、先ほどいいましたように、ハイカーの方に満足いただける取り組みを、今後も続けていくということでありまして。熊野古道として、現在、古道そのものは残っているのは、田丸とそして原地区だと思っており、他の古道は県道の下、アスファルトの下になっているということでありまして。

特に、私は原に住んでいますので、原については、ご存知のとおり、先ほど文化財に指定したらどうかという石仏庵から、多気町の野中というところまでの旧道、今、県道がありますが、その裏手に旧道があるのですが、旧道とその宿場の町並みが、現在残っておるといえるわけでありまして。

3年ほど前ですけれども、町長からお話がありまして、現在、原の公民館に石があるんです、石が。それが、右は国東山道、そして左が熊野街道という、別れ道にこんな石があります。それを元々公民館ではなかったもので、町長からそれは元の場所に戻したらどうや

ろというお話を聞いたことがあります。

その時に、私はいい話なんですけれども、まず区と相談をして、その理由は何故なのかというと、原区の先代の人々が、先代、古い昔の人々が当時の場所では、貴重な文化財が盗難にあたりするといけないということで、公民館を建てた時から、いつか知りませんが、その石をこっちへ安置したという状況になっておるので、一概に区とも相談もしながら、やっではどうかということになっておりました。

その移設の話ですけども、今現在どうなってしまったのだろうかということ。多分、地主さんも、その話は聞いておられると思うのです。地主、そこに石を置きたいと、元々あったということですけども、その地主さんも多分その話は聞いておられると思うので、この話こそ古道を巡る、回っていただく方々に非常に喜んでもらえる、1つの名所かなと思っております。それは熊野古道と国東山は、玉城町の名所といえるかもしれないので、私はそれに期待をしておりますし、また、期待をしている人も多いと思われま。この話はどうなってしまっているんだろうということ、お伺いをしたいと思ひます。

その当時は田間産業振興課長だったのかなと、違ひましたか。総務課長ですか。よくわからないんですけども、そんな話が3年ぐらい前なので、あれどうなったのかなと思ひてお聞きをします。町長どうですか。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 3年よりもっと前の話になりますけども、いや私はよく知っています。よく知っておる話で、私もその当時の区長さんや、今、奥川議員からの経過の話、まさにそのとおりで、皆さんご心配のように、色々道路整備やら、いわゆるご心配のいつ盗難に遭っではいかんという心配も当然あって、過去にあそこの公民館のところからおりてくる、岡村へ行くところ、確かあれは天保11年と書いてあったと記憶しておりますけれども、道標も盗難に遭ったということもあつたりしまして、心配は当然。

しかし、今の人たち、次の世代の人たちや、本物はどこにどうなっておるのやということ、伝えていくというのが、今の時代に生きる私たちの努めだと思ひていますものですから、是非、地域の皆さんの協力をいただくということであれば、ここのお城から出ましたところの魚町、大手町の角の道標もそうだったんです。それもかつては中学校の校庭にいったん、盗難に遭うといかんからということで、移したんです。

しかし、それはやっぱり元あったところに設置されて、初めて生かされると思ひますので、今の奥川議員のおっしゃって見えるところをはじめ、いろんなくつと熊野古道へ出で立つ皆さん方は、扇やさんで旅装束を整えて、お伊勢さん後で、扇やさんで旅装束を整えて、なされた方が、原が伊勢からの一番の宿場町だということを知っておるわけでありま。その名残もあるわけでありま。是非本物のところへ、ずっと地元の皆さん方にも協力をいただいて、教えていただいて、是非早い機会に整備をさせてもらったらどうかと思ひています。以上です。

○議長(中瀬 信之) 奥川直人君。

○13番(奥川 直人) ありがとうございます。3年かもっと過去の話で、停滞したといひますか、遅れていて、できればそういうことで、熊野古道の整備なり、いろんなくつものドッキングしていただけるといひかなということ、今回は先ほど町長、早急にやるといひことをおっしゃってありますが、まず計画を、ビジョンをもう少し作っていただいて、熊野古道、原地内だったら原地内、田丸地内だったら田丸地内でもいいと思ひますけど

も、この街道をどうしたいんだということを、ちょっと少しビジョンも書いてもらわないと、ただ、役場がこんなことをやりたいということで、地域の人に説明するだけでは、なかなか事はうまく進まないかもわからんということであれば、そういったビジョンを、少しわかりやすく作っていただいて、住民の皆さんと協働で進めていければ、いいかなと思います。

いわゆるこんなをしたいんだということを示していただいて、協働で進めて、そして協働で守っていくということが大事なので、地域の子どもたちも、あそこはこうなんかと理解もしてもらえるし、もう1点は立石さんてありましたね。立石があります。多分その石もそこにあったのかなと思います。立石はそこから国東まで30丁ありますよ、ここから国東山、国東寺への参道ですという石なので、多分同じ場所にあった可能性が高いということなので、そういったことも、古い人といえますか、昔をご存知の方も含めて、正しい位置へ戻して、そして玉城町の観光に役立てていただきたいと思います。

それと、もう1点は、ちょっと話が変わりますけども、それは石は移動していただくということになりましたが、以前お話ししました時、先ほど中世古課長も申しました、関連市町といろんな形で取り組んできた経過、それと、これから15市町、和歌山までの熊野古道については取り組んでいくというお話がありましたが、過去の取り組んできた内容というのがあれば、どんなことを各市町と連携して、取り組んできたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねの今までの関係市町との連携事業の内容でございますが、平成26年度、平成27年度におきまして、関係のオリジナルツアーというのを実施をさせていただいております。熊野古道の伊勢路魅力発信事業ということで、実施をさせていただいております。

これは26年度及び27年度におきまして、実施をさせていただいたものでございますが、27年度におきましては、玉城町の個別の取り組みといたしまして、熊野古道伊勢路と玉城町の魅力発信事業ということで、首都圏の学生、大阪と東京の大学の、最近はこういった観光を研究する学科があるようでございますので、そちらの学生を招待いたしまして、モニターツアーを実施させていただきました。

そういった若い人たちの目から見た玉城町の魅力についての意見交換会を実施させていただきまして、いろんな課題とか、玉城町の良いところ、そういったところを意見交換会を実施させていただいております。

また、三重県と和歌山県にまたがりまして、伊勢熊野観光連絡協議会、こちらにつきましては、平成27年度は、先ほども申し上げましたが、名古屋市で行われます、旅まつり名古屋のイベントの参画、そこでPRグッズの作製をいたしまして、配布をいたしたりしております。

また、今年度におきましては、広域のパンフレットなどで、お伊勢参りと熊野詣でということで、毎年2万部つくらせていただいておりますが、今年度も新しく情報を更新をさせていただきます。今年度の中旬ぐらいに発行させていただくという予定で、今現在、活動をさせていただいております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 中世古さんにちょっと聞きたいのやけども、ちょっと熊野古道ずっ

と歩いたことはありますか。玉城から多気町をずっと。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 教育委員会におった頃に歩いた覚えがございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 私も今回、質問もあって、普段、私は原ですから、多気町とはほに隣ですので、よく見受けるのですけども、課題です、私のいうのは。熊野古道の標識です、立て札というのは、誰のために立てるやっていったら、そこを歩いていただく、他から来ていただいて、熊野古道を歩いていただく方の案内と、こっちへ行けばいいのかなということ。

ところが、玉城にはないんです、それが。立石の、ぼんと古道あって、矢印もなければ、何もないということです。それ多気へ行くと、ここからなんか木で作って、方向を矢印でこう行くのやと、ということは玉城町を越えたら、きちっとした案内があるけども、玉城町には案内がないということなので、歩いたことがありますかと、私、聞いたんです。

本当にああいう来てもらった人は、多気か玉城かわからんけれども、なんかここへ来たら案内がちゃんと出ておるということでは、非常に僕、玉城町の間人としては、なんだろうと、皆、熊野古道、古道って、先ほどツアーもやると言っておるわりには、来てもらった人の気持ちになった、そういうものがされてないと思います。

それと、色々質問ありますけども、トイレの問題とかいうのも、過去、皆さん意見を言われていますけれども、そういった認識を持っておられるのか。それと僕は各市町の連携と言われたもので、そういったことは各市町で、統一されてないのかと。どこへ行っても、この様式やったら、ずっと大台町まで、大紀町も通って行けるというものになってないのかなということで、地域の連携の成果はどうだったんだということを聞いたわけで、そういった議論はされて、そして、今後どうしていくかというお考えはあるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） ご指摘のとおり、やはり田丸の町中に入ると、ある程度の案内板というのは、ある一定の整備をさせていただいておるつもりでおりますけども、やはり歩いてみますと、そういった案内板というのが、まだまだされていないと思っております。

平成27年度におきまして、モニターツアーをさせていただいたと申しましたが、学生の意見交換会の内容をちょっと調べさせていただきました。地域としての魅力は非常にあるということと。人の温かさにも、非常に親切であるということで、そういった魅力を、玉城町にはさまざまな魅力が点在しているということで、学生さんもそれは一定の理解をさせていただいたところがございますけども、やはり全体的に外からの人を受け入れる体制とが、まだまだ不十分ではないかと。

先ほどもご指摘をいただきました看板のサインの整備、それから、駐車場、特に田丸の町中にはいったおりの駐車場というのは、なかなかないということと、それから、道路網の整備、そういったところもちょっと無いという、若い学生ならでは意見のいただいておりますので、こういったものを含めまして、連携の市町も取組みも含めまして、これから玉城町の知名度がまだまだ少ないということもございますので、今年の4月6日に



田丸城が、続日本百名城に選ばれたこともございますので、そういったものも含めながら、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 是非お願いしたいと思うのですが、もう多気町はできておるので、できたらそれに合わすと。玉城町やでというプライドじゃなくて、とにかく古道を歩いていただくというもので見れば、同じ標識で、同じサイズぐらいのほうが、いいかなと思うので、そこは是非やっていただくのと。早急にこれはできるんですか。早急にあまり費用もかからんと思うのやけども、なんかやっぱりやらんと、はいどうぞ。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 看板とか、案内板につきましては、先ほども議員仰せのとおり、きちっとしたある程度のビジョンというのが、必要になるかと思えます。多気町の案内板も、また見にいかないかと思っておるのですが、どこをどういうふうルートを設定をして、どのように町内に入り込んでいただくという、熊野古道以外の紐づけというのも必要と考えておりますので、その辺りを今年度、今検討はこれからでございますけども、まずはお客さんが来ていただいて、十分におもてなしのできるようなパンフレットなり、案内板というのを、これから考えていきたい。このように考えております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） そういうことで、折角来てもらうので、それに力を入れていただきたいと思えます。文化財の活用も、熊野古道は先ほどお話しました文化財、原のアイナシとか、色々なものも含め、この文化財の活用も、そして熊野古道観光も、やっぱりちゃんときちんとやっていただきたいと思えます。最後まで完結していくということでは、中世古課長が言われたみたいに、やっぱりビジョンを明確にして、これが完成の姿なんだということがあれば、みな理解できると思うので、お願いしたいと思えます。

当然、我々地域において携わる人間もそうですし、住民もそうですし、玉城町にお越しいただいた皆さん方も含めて、来てよかったと言われるような玉城町に、していきたいと思えますので、私たちも皆さんも少し工夫を凝らして、進めてまいりたいと思えます。

では、次の2番目の質問にまいります。

次は、自主防災組織の組織化推進についてということで、質問します。これもビジョンが明確なのか、明確でないのか、どうなっているんだという少し課題点を、述べてまいりたいと思えます。

今回、自主防災の必要性というのは、あまりくどくど言いませんが、地震災害、いわゆる南海トラフ地震の震度は、今、玉城町の防災計画では、6強となっています。このように町としては予測をしています。6強というのは、歩けない、当然はいつくばっていかんと、歩けない状況だと。

それで、耐震性が低い建物は倒壊したり、傾いたりということ。それに基づいて火災も起こるし、場所によっては、液状化も出て、多くの被害をもたらすであろうと、このように言われています。町での死者は、計画でいけば20名から30名、6強の地震で、玉城町の死者はそれぐらいだろうと。そして理論上の最大クラス、想定外が想定内かというのはわかりませんが、いわば理論上の最大クラスがくると、死者が200名から300名になってしまうということが、予測を今現在されております。

そして、この南海トラフ地震と言いますけども、これは南海地震というプレートが引き

金になるのか、東南海か、それともう一つは南海かと、この3つの地震が同時に、どこかが引き金になって、3つが同時に動く。東日本大震災みたいなものになるわけですが、三連動地震になるのではないかと。

そして、今、言われておるのが、日向灘、九州の下のほうですね。日向灘沖も加えると、四連動地震になって、マグニチュードが9.1ぐらいになるのではないかと。という、東日本大震災が9だったので、それよりまだ少し大きな地震が来るのではないかとされています。

この地震はじゃあいつ来るんだということで、当然皆さんはご存知だと思います。もう20年以内には、20、30年以内には起こる。それは20、30年じゃない、明日かもしれない、明後日かもしれないという状況で、もう今はいつ起こっても不思議でない、もう秒読みの段階になっているということでもあります。

そして、この南海地震に対する対策ですが、玉城町としては、東日本大震災、今から6年前ですが、あの頃から本格的に防災というものに取り組んでこられたと、私は認識をしております。

そして、ご存知のように、大震災で行政に助けを求めても、行政は巨大地震には手も足でない、これはご覧いただいた東日本大震災の同等のことになります。いわゆる人命救助や初期消火などは、行政は基本的にできないということになりますから、町長なり皆さんがおっしゃるように、自分の身をいかに守るかということが、非常に大事だと。それとこれは自助といいますけども、それと自分たちで命や財産をいかに守りあうかということ、これが共助であります。

この共助といえるのが、自分たちで守りあおうというのが、今、玉城町として取り組んでおる自主防災組織づくりであり、災害が起こったときには非常に重要な機能を果たすということでもあります。それが現状進んでいるのだろうかということをお聞きをしてみたいと思います。

まず最初に、今取り組んでおられますのが、まず平成25年からだと思いますが、自治区の区長さん等に参加をいただいて、防災、被害が遭ったとか、そういうことに取り組んでいる先進地を、視察を実施してきておられますが、延べ回数と参加人員と、そして、その成果といいますか、どのような成果があったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) 防災まちづくり研修でございますけども、議員、25年からということですが、平成23年から始めさせていただいております、今年度も予定させていただいております、7回目ということになるかと思います。行き先については、阪神・淡路大震災の被災地であります、北淡町を中心に神戸市の「ひとと防災未来センター」などに行かせていただいております。他の箇所へ行かせていただいたこともあるのですが、そちらを主に行かせていただいております。

今までに、延べですと、108地区の自治区がご参加いただいた格好になってございます。人数については153名となっております。これにつきましては、実際に行っていただいて、向こうでの語り部さんのお話を聞いていただいて、自治区の区長さん等が中心になっていかんかということの自覚を持っていただいたということで、その辺りが成果になっておるのかと考えてございます。

また、それを受けて自治区独自で、そちらのほうに自治区の区民さんを連れて、一緒に

区民さん独自で研修というか、視察に行かれておる自治区もあるような格好になってきてございます。その辺りが成果になってきておるのかなというところでございます。

また、ただ残念なことに、まだ玉城町の自治区の自主防災組織の組織率というのは低うございます。その辺りについては、引き続きやっていく必要があると考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 今、何件ぐらいですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今現在、自主防災組織が設置されておりますが、6地区となっております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 見に行ってもらって、地震とはこんなものだと、えらいことが起こるのやなという自覚を持ってもらった。これは1つの成果だと思うのですが、もう7回目、今年やるということになって、やはりそれが本当に自治区として、我々が望んでいる形になることが、成果だとしますから、自治区でいかに自主防災組織が生まれていくかということが、もう究極といいますか、これを成果と、私は言っていたきたいと思いますので、そういう取り組みを先進地視察でもって進めてきたということでした。

先進地視察以外で、自主防災の取り組みや支援、指導、これはこんなことが行われているのか。あればお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 先進地視察以外でということでございますけども、今、町で施策としてさせていただいております、自主防災組織の補助金制度を付けさせていただいております。備品とかその辺りについての購入について、2分の1補助をさせていただくものでございます。あとは昨年度につきましては、68自治区中41自治区に向けて、防災研修をしていただいたということで、この辺りも取り組みをさせていただいておりますし、あと今後につきましても、未実施の自治区等について、積極的に働きかけていきたいというところでございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） なかなか中村課長と話しにくいのですけども、原と一緒に自主防災を、これから立ち上げやないかん仲間同士で、この話をしとったら本当はあかんのですけども、今度は玉城町という意味では、総務課長で管轄の部署を持っておるということで、お聞きをしています。

少し話はそれますけれども、よく町長は玉城町は玉城町だと。それで、他の市町は他の市町だと、こうおっしゃる時が、時々この一般質問の中でもあります。自治区の組織率、これをちょっとこの間、調べてきたので、最新版をいいますけども、多気町は49集落あって、45集落ができていますということで、92%の達成率です。

それで、明和町と言いますと、皆さんご存知のように、集落は点々として、いろんなところから人が集まってきているので、非常に組織率は難しいだろうと、このように思っています。94集落中51集落、これが明和町で54%が、そういう自主防災組織をつくっていると。度会町は37集落で37だと、もう100%になっております。玉城町は人口は増えていい町だと言われてはいますが、現状は先ほどお話があったみたいに、68集落あるうちの6しかできていないということになっています。

はっきり言って進んでおらんと、このように思っています、どのように本気で進めようとしているのかなど、こういうことを疑問に持って、今、色々お聞きをしています。防災組織と申しますか、役場としての体制はどうなっているのかということです。これは前回も、私言ったと思うのですが、多気町は職員2名体制で、防災係というのを持っています。明和町は津波がありますので、津波担当が1名おって、トータルで4名の防災組織、防災担当、役場は3名で、玉城町は多分1名と、なんか課長が補助をしておるのかなというぐらいで、私は今、認識しておるのであります。

それと、もう1つ残念なのは、総合計画ってありますね。玉城町の将来を示す羅針盤だということで、これを常日頃から見、お話をしていますけれども、平成26年は68集落のうちの5集落の防災組織があったんです。じゃあ平成32年にはいくつにするという計画が、68集落中10だと。10集落しか目標を立ててないと。この目標に向かって一生懸命にやってもらって申し上げ、僕、困ると思うんです。目標というのはやっぱり68あったら、多分市町とか、状況も見ながら、これぐらいにしよう、えらい計画が低いと。これでは本気で進めようと思っておるとはいえないと思っております、皆さん役場の職員さんとして、間近に迫った大地震から町民の命、町民の財産を守る最重要テーマであるわけですから、その辺の町長の自主防災づくりについてのご認識をお聞きしてまいりたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 近隣の市町の様子も紹介させていただいてのこととございますけれども、それぞれの町、それぞれの町で、大変熱心に取り組んでいただいております。町の防災自主組織というのは、ご承知のように低いということとあります。どうしていくのかということは、やはりこれからは働きかけていく必要がありますけれども、まずは大事なことでもありますけれども、町民の皆さんやそして、区の皆さん方が、まずは阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本、そういうところの教訓から、しっかり学んでいただく。

そのために何が大事なのかということ、しっかりと取り組んでいく。そのため今回、7回目でもありますけれども、やはりこちらが何度同じことを申し上げておっても、なかなか誰でもそうでもありますけれども、自分は災害にかからないと、安全なんだということを思いがちでありますけれども、人間はみなそうでもありますけれども、やはり実際に現場を見ていただいて、そして、現場で直接語り部の方から話を聞いて、やっぱりそうなんやなということで、本人の意識が変わらないことには、なかなか行動に移らないわけでもありますので、そういったことの成果が、ありがたいことに、独自でそれなら区であげていこうかという動きも地区の中ではある。あるいは熱心な取り組みもある。

それと、もう1つは、玉城はありがたいことに、かつて農地・水、今は多面的機能という取り組みでありますけれども、これにも三重県一の取組率でありますけれども、あるいは健康づくり、そういうことの取り組みも、区の中で熱心にやっただいておるという事例がありますから、そういう中で合わせて、防災のことも一緒に意識を持ってもらうための啓発をしていくということも、いるのではないかと思います。色々な仕掛けをしながら、やっていかないかん。

それから、この間、元気まつり、元気です玉城まつり、大変賑わっていただきましたけれども、その中でも多目的ホールのところに、毎年でありますけれども、コーナーを設けて

ボランティアの皆さんが、熱心に活動していただいておりますという、大変ありがたい取り組みもあるわけであります。少し玉城は警報も、他の町よりも出るのが遅いですし、安全な町やということで、思っておる部分がありますけれども、やはりいつ起こるかかわからない大災害に日頃から備えていくということは、町としては大事なことだと思っています。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 私も今、原で、そういう防災の取り組みをしていますけれども、去年アンケートをとったんですけれども、その危機感というのが、非常にある人が半分で、ない人が半分だと。それで、ある人もない人も、何が問題かといったら、この原で私が住んでいる原のアンケートをとったんですけれども、じゃあどんな被害が起こるのやと。自分ところの住んでいるところで。この共通認識がバラバラなんですよ。

だから、そんなと思う人もあれば、ここの共通認識をしっかり持たないと、自主防災組織はできないですよ。皆で1つのことを、これに備えるのやというものがないと、なかなか1つにならないということが、この間わかりました。そういった意味では、自分ところの地域、自治区で、こんなことが起こるのやけども、皆さん大丈夫かということ、まず決めておかないと、とにかく話は進まないと思いますので、外を見てくるのもいいんですけども、そういう議論をできれば、各自治区単位で、ここはどんな被害が起こる。それで、町の防災計画もありますし、これぐらいの被害が起こると違うかということ、もう一度区民の皆さんは認識をして、そこから防災組織をつくり出すということにして欲しいと思います。

そして、やっぱり自助が大事だという、皆さんよく言われるのですが、勿論、私もその通りだと思います。自助において、最も大事なものは、自助において最も大事なものは、自主防災組織が自治区にあって、そして、区民に対して被害、防災についての日頃の啓発、啓蒙を行う、その中で、自らがやらないかん自助はこういうことだという認識を持つ、ですから、役場がいくら啓蒙啓発しても、やっぱり自治区の中の自主防災組織が、自助に対する啓発啓蒙をしなくてははいけない。

そして、自助は、勝手な自助ではいかんわけです。自分勝手な自助ではいかん。守りあう自助です。皆で守りあう、というのは極力人に迷惑かけたらいかんと。私はやっぱり守らんと、隣の人に迷惑かけたらいかんという自助の準備をする。それと、できれば今度は誰かを助けていかないかんと。そのために自分がしっかりしないといかんとという自助、こういった基本がないと、ただ自助をやってくれといっておるだけでは、何すぐにやられるような、したりとかいう部分で収まってしまう可能性があるんで、本来は人に迷惑をかけない。もう1つは人を助けていかないかん。そのためには自分は大事だという取り組みの基本的な部分を、もう少ししっかり区、自治区または町民の皆さんに理解をしていただいて、この防災組織が今後円滑に組織化できるように、期待をいたしまして、私たちも協力はしますけれども、今回の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 以上で、13番 奥川直人君の質問は終わりました。

昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

(12時25分 休憩)

(13時30分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

7番 井上容子君の質問を許します。

7番 井上容子君。

### 《7番 井上 容子 議員》

○7番(井上 容子) 7番井上。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。今回の質問は3つ、1つ目に、少子化対策について。2つ目に車両について。3つ目に田丸城跡PRについてでございます。

それでは、1つ目の少子化対策について、2つの項目に分けてお尋ねします。1項目目に、不妊不育治療費の助成金の扱いについてと、2つ目に若者の出産育児についてです。3月の定例議会において、町長のお考えについて、質問させていただきましたが、今年度は不妊治療、不育治療の助成金について、夫婦の所得金額の制限を広げることによって、助成金を受ける対象者を増やすというものでした。

自分の血を引いた子どもを授かりたいご夫婦にとっては、とてもありがたい制度だと思います。しかしながら、不妊治療については、治療開始年齢の高齢化も大変な問題となっております。普通なら1年妊娠しない場合に、病院で自然妊娠に近い治療法から始めるものを、35歳を過ぎますと、半年で通院開始が望ましく、場合によっては高度な不妊治療から始めないといけないこともあるそうです。

まだ無事出産できた場合も、子どもに障害の出る確率が高くなりますし、育児と親の介護が同時に進行する確率も高くなります。逆に妊娠できないことに悩みながらも、経済的に余裕がなかったり、体調が優れないわけでも、妊婦でもないのに、婦人科を受診することに踏み切れない若い方もおられます。

治療の成功率の低い年齢になってから、不妊治療を始めるのは、ご本人が選ばれた道だと、私は思っておりますし、妊娠できないと悩まれている若い方が、同じ条件でしか援助を受けられないというのは、不公平を感じます。それよりは、治療にふみ切りにくい若い年齢層に援助を手厚く、例えば高齢でも県からの助成金は出るわけですから、玉城町としての上乗せ分には、不妊治療開始年齢の制限を、もっと若くして、1回目は全額補助にするとか。治療に入る前に受ける不妊検査費用を援助するといったような、若い人が不妊治療を受けやすい方向に移していくことは、お考えないでしょうか。お聞かせください。

○議長(中瀬 信之) 7番 井上容子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 井上議員から少子化対策についての質問をいただきました。具体的な内容でありますので、後刻、担当課長から答弁をいたさせますけれども、まず私のほうからは、不妊不育治療にあたっては、議員からもお話がございましたけれども、まずは妊娠出産にかかる意思決定というのは、当然のことながら当事者自らの意思であるわけであり、

そして、当然のことながらお話にもありましたように、高齢出産ということになりますと、リスクも大変大きいというのは、その通りだと考えておりますし、できるだけ若い間に結婚をされて、子どもを産んでもらうこと。これが良いと思っておる次第でございます。

以下、詳しい内容は、担当から答弁をいたさせます。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) 今、お尋ねをいただきました若い世代への、ある程度シフトをしていくという、助成の仕方のことに関してですけれども、今まずは町長が申し上げま

したように、意思決定のこともあります。当事者が自ら決めていただくと、そういう意思で行うものであるということは、認識した上でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、これは平成 25 年に、国のほうであり方検討会という中で、一定方向、方向性が決まってきております。

その中で、30 歳代後半で、女性や子どもへの健康影響というのは、リスクが非常に高く、そういう傾向にあることは、表記もされております。ただし医学的な見地から、治療の回数にも制限なども、そのデータから出ておまして、治療を受けるかどうかの自体、先ほど申しましたように、本人の意思ということもありますけれども、当事者の選択によるものであったといたしましても、そういう方向性というのが、一応決まっておまして、国の基準に町単独で拡大をしていくべきではないのかと、国に準じていくべきかという方向性、そういう考えを持っております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 例えば成人病になる可能性が高いということで、暴飲暴食の生活習慣がある方には、生活改善のための啓発をされています。年をとるとともに、骨粗鬆症の可能性が高くなる方には、日光を浴びながらの運動などを啓発されているかと思えます。どちらも必ず病気になるわけではないですし、本人の生活習慣は本人が決めることです。

ですが、町の担当の方は、町民が健康で幸せな生活を送るために、生活改善の啓発活動をしてくださっております。同じような考え方で、町民が安全に健康な子どもを授かるための啓発活動はされてらっしゃいますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） まず小さいお子さんから、また女性、高齢者まで、私どもの生活福祉課の中には、保健師がおまして、その中でいろんな健康指導、また、もっともっと若い時には、自尊心を養うための、そういう教育をさせていただいております。特に性教育も含めて、今、玉城町の中ではネルボラということで、妊娠期からの切れ目のない支援をさせていただいております。

その中で、私どもの玉城町の場合には、ネルボラも女性の一生を通じたネルボラというものを持っておりますが、その中で特に思春期の子どもたちを中心として、学童ネルボラというカテゴリーを持っています。

何よりも小学校、中学校の中では、養護教員の方もおみえになりますので、保健師と情報共有しながら、中学校の場合には思春期の皆に考えてほしいというライフプランニング、全生徒にお配りをしたり、子どもたちには命の授業であったりとか、幼少期からそういう自尊感情を養うようなことを大切にしてもらおうような、そういう教育も含めて、健康教育の中でも捕えて、生活福祉としては取り組みをさせていただいているところです。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 学童ネルボラというのは、大変すばらしい取り組みかと思っておりますので、これからももっと続けていっていただきたいと思っております。

次に、不妊治療費の助成金についてですが、妻の年齢については、治療開始が 43 歳以上になりますと、助成金を受ける資格がなくなります。これは妊娠出産による母親への健康リスクが高いためと言われております。

一方で男性には年齢制限がございません。これは男性の体に直接影響がないためとも言えますが、男性が 30 歳を過ぎますと、子どもの発達障害の確率が高くなるとか、男性が

35歳を過ぎると、男性が20代の時よりも、奥さんの流産の確率が2倍になる等の統計も出ているようです。

長い目で見ますと、母体への影響や、子どもが中学校を卒業するまでに、父親が定年を迎えてしまう場合も考えられます。男性への年齢制限は、先ほど政府の方針に従うということでしたが、玉城町で男性への年齢制限は考えておられませんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいております男性の年齢に関してですが、先ほど議員おっしゃいましたように、女性の場合42歳までとなっております。男性も先ほど申しあげました、報告書の中に、様々な研究で報告をされておまして、ただ見直しの検討はされながらも、現在そういったところに至っていないということで、明らかな根拠付けられるような結果が、まだ出ていないということで、国のほうもまたそういう制限を設けておりません。

それに従いまして、玉城町の場合もその基準に従って、現在のところそういう年齢制限を設けていないということで、ご理解をいただきたいと。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） それでは、政府の方針が変わってきたら、男性にも年齢制限がかかってくるかもわからないというところで、よろしいでしょうか。

では、2つ目の項目、若者の出産育児についても、2つに分けて質問します。

女性の妊孕率、つまり妊娠できる確率は、22歳を過ぎると、どんどん下がる一方で、中学、高校からストレートでの大学進学を良しとする風潮から、妊娠しやすい年齢の時期は、ほとんどの方が大学生です。先ほど北議員が質問されておりましたように、半分は大学進学ということでございましたが、私は北議員と逆の考え方で、大学進学が少子化と過疎化を招いていると考えております。

また、学生の分際で結婚するなんて、とんでもないご家族の反対などで、結婚出産ができないケースは多々ありますし、それ以前に結婚は収入が安定してからということが、当然のようです。

しかし、収入が安定する頃には、仕事に責任も出てまいりますし、妊娠のための妊活どころか、相手のいない方は婚活すらできない状況に陥る人も多いはずで、都市部では、学生のうちに出産、育児を済ませる方もあり、ドラマの影響もあって、就職前に結婚する合理的なカップルも増えてきているようです。

ただ、妊娠出産となると収入もなく、経済的な理由で妊娠ができるのに子どもを諦める方もお出でになるようです。そんな収入のない親に対する補助支援は、玉城町民ならどのようなものが利用できるか、お教えてください。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 結婚出産も先ほど言いましたように、本人の意思によるものだと思いますけども、保健制度を1つ捉えてみました時に、出産にいたりましては、出産育児一時金というのがございます。これは42万円ありますけども、また、それに至るまでの出産までに、さまざまな健診も受けられるようになっておりますので、そういうことを活用していただければ、スムーズに安全に出産に至るのではないかと思います。

ただ、生活が非常に困窮されてみえる方につきましてはですけども、結婚とか出産にあたりましては、その準備資金という形で、福祉資金も三重県の社会福祉協議会などでも、貸



付を行っておりますので、最大50万円ということで、貸し付けを行っておるようです。そういうご利用をいただきながら、行政といたしましても、支援をさせていただけるかなと思っております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 実際、支援していただく制度はたくさんございますけれども、なかなか玉城町で、そういう支援があるとアピールをされているところを見かけたことがございません。津市とかですと、私よく行くのですけれども、津市の施設のいたるところのトイレには、女子トイレには、おろす前にもうちょっと考えて相談してくださいという電話番号のシールが貼ってあったり、もういたるところにちょっと考えてねという、アピールがあるのでございますけれども、玉城町ではその辺り、これからどのように進められていくご予定でしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 今、役場にしろ、保健福祉会館にしろ、公共施設にはそのようなPR、またそういうことを促すようなシール、啓発物はございませんけれども、国とか県のほうから、市町向けに啓発用のポスターなどは、そういうようなことがある場合は掲載をさせていただいて、いたずらに掲示をするんじゃないで、きちりと定まったところに掲示をさせていただいて、告知をして啓発をしていくと、そういうことで心がけていきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 次にまいります。未産による、子どもを産んでないことによる健康リスクを考えずに、将来設計をする若者や保護者が多いようです。30歳まで未産の女性は、乳がん、子宮ガンなどのリスクが、出産を経験した人より高いことは、いろんなところで叫ばれていますが、気に留めない方がほとんどです。30歳になって、会社の健康診断などでガンになる確率が高くなりますから、気を付けてくださいと言われても、年齢が若返るわけでもありません。

男性においても、うちは男だから、子どもを焦らなくてもいいと言っておられる、ご家族がほとんどだと思いますが、先ほど申し上げたように、奥さんが流産する確率が高くなるとわかっていたら、もっと早くに結婚に踏み切ったとか、避妊なんてしなかったのにとこの後悔の声も聞かれます。

医学が発達したから、独身時代や新婚時代を謳歌して、子どもは30歳を過ぎてからでも遅くないという考え方は、子どもはできたけれども、遊べなかった親世代の思いから来たものです。未産のリスクについて、町長のお考えと、実際の教育現場では、どのような教育をしているのかお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 学校現場の関係でございますので、私のほうから答えさせていただきたいかと思えます。中学校におきまして、未産による健康リスク、また男性の高齢化による子どもへの障害について、直接的な指導というものにつきましては、指導内容が適切に明確ではございませんので、行っていないのが現状でございます。

保健の授業の中で、心と体の成長、そして飲酒、喫煙、薬物乱用等による健康被害のリスク、そして命の尊さという部分につきましては、カリキュラムの中でも指導をいたしておるところでございます。

また、総合学習の中で、昨年は元養護教諭で、現思春期相談師の方をお招きをしまして、5、6限を使いまして、3年生対象であります。妊娠、出産等、そして生徒が幸せに生きるために、また、命と未来を守るためにということ、LGBTやデートDVというようなことに関しましても、学んだところでございます。

また、その他の部分におきましても、助産婦さんに来ていただいた講話とか、妊婦の方にお越しをいただいて、体験談。そしてまた、赤ちゃんを連れてお母さん方に何人か来ていただいて、赤ちゃんとのふれあいを通して、子育ての大切さ等の体験学習などもやっておるのが現状でございます。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど答弁させていただきました分と、少しダブってしまってますけども、確かに男性の加齢によります、女性の自然流産というのが、年齢とともにあがってくることも、先ほど報告いただきました通りでして、それはともかくといたしましては、保育現場といいますか、幼少期におきましても、先ほどの答弁のとおり、保健師ネルボラという形での関わり方、そして、また幼少期、特に保育所の現場におきましても、特に自尊感情を養っていきけるような、そういう大切さを伝えていくということにも、機会を見て取り組んでいると、そういうことをさせていただいています。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 私は子どもが欲しくて悩んでいた頃ですが、ほとんどの人は、野田聖子さんだって、あの年で産めたといっただけ励ましてくださいました。その中で既に不妊治療を諦めた友人だけが、生まれた子どもの将来と、自分の親の介護の問題、里親という手段があることを語ってくれ、諦め時というものを語ってくれました。

その時は大変憤慨して、男性やから女の気持ちが変わらんのかなどなっていました。諦めた今、友人のいうとおりと反省しております。リスクの高い高齢出産を選択しているのは、他でもない本人であり、タイムリミットや他の人が高齢で産んでいる事実から、どんどん追い込まれてしまいます。

何かのきっかけで諦めることも、心の健康の面で必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほどおっしゃっていただきました里親、また養子縁組という形での将来設計といいますか、将来、自分たち、またその家を継いでいくというか、そういういろんな意味で、そういう制度もございます。ましてや里親の全国会長を三重県知事がされておられるということもありますので、またそういう機会にPRもしてまいりたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 今まで助成金のお話で色々伺ってございましたけども、不妊治療に行くにも助成を受けるためには、松阪から南には、その指定の病院がございません。一番近い松阪でさえ初診に半年待ちとのこと。諦めない意思も大切ですけども、それ以前の若い頃に将来設計をできる意識づくりを、啓発によって助けていただきたいと思います。

それでは、質問の2つ目、車両についてを5つの項目に分けて、お尋ねします。

まず1つ目の項目から、公用車として普通自動車と軽自動車を多く採用されておられます。最近では、維持管理費用の削減の目的や環境に配慮するために、原動機付自転車やミ

ニカーを採用しておられる自治体もございます。役場で自転車を見かけることはありますが、原動機付自転車やミニカーを見かけることはございません。使っている部署はあるのでしょうか。

玉城町での公用車の車種について、採用基準を、自転車を含めてお教えてください。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 玉城町で所有しております車でございますが、病院、ケアハウスも含めまして、59 台でございます。また、社協のほうで管理していただいております、マイクロバスが2台ございますので、トータルでは61台ということになるかと思います。

その内訳でございますけれども、いろんな消防の車両等もありますし、あとはごみの収集の車両等もございます。それも含めた中で、普通の自動車は26台になります。それ以外の35台につきましては、軽自動車ということになるかと思います。比率でいきますと、軽自動車のほうが高い比率になっておる状況でございます。

それで、ご指摘のミニカーであるとか、原動機付自転車がないということでございますが、こちらについては今のところ採用はしてございません。ただ、公用の自転車につきましては、役場のほうと田丸保育所のほうと、2台ずつ置いてございますし、あと消防のほうで2台の自転車を持っておるといった状況でございます。

それで、ご質問の採用基準でございますけれども、これにつきましては、主に経済的な車両ということで、燃費のよい車両を、最近は選んでおる状況でございます。また、財政的に余裕のある時につきましては、環境に配慮したハイブリッドの車を数台、入れておるといった状況でございますので、今後につきましては、電気自動車あたりも視野に入れた中で、検討はしていきたいというところでございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 原動機付自転車やミニカーは、乗用車に比べても、燃費もよく、駐車場の場所もとりません。また、最近では先ほど言われたEVというのでしょうか、家庭用の電源で充電できるスクーターやミニカーを、公用車として利用している自治体もあり、オイル交換や車検がないことから、維持費軽減に貢献しているようです。災害時にガソリンの供給が難しい場合にも、期待されています。防災の観点からも検討が必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） おっしゃいますように、災害時、二輪車、オフロードバイクとか、その辺りについては、消防のほうで導入をしておるといったことですので、情報収集するあたりにつきましても、一番機動力を発揮できると思われまますので、今後、検討はさせていただきますと思っています。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 環境対策の取り組みとして、町民に模範を示すという意味での採用の検討はいかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 環境啓発という意味で、以前、平成11年ごろにプリウスを2台導入しておるところでございます。その辺り、費用的にかなり高かったんですけども、補助のほうも受けられたという中で、採用させていただいております。今後につきまし

ても、予算の関係もありますけども、その辺りを見た中で、環境対策には取り組んでいきたいということで、積極的に採用していきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 2つ目の項目に移ります。軽自動車税は町の財源の1つですね。原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者が支払う税金ということでよろしいでしょうか。玉城町では、平成27年決算の数字では、4,200万円近い数字が出ておりましたが、同じ規模の他の町では、だいたい5,000万円ぐらいあり、軽自動車税に限ると、玉城町は多いとはいえない金額でした。

原因は色々と考えられると思いますが、以前から指摘されております、小型特殊車両の未登録の問題など、改善された点と、その結果、そして今後増収に向けて対策をとられる予定があるかどうか伺います。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長（北岡 明） 今、お尋ねの軽自動車の登録の関係でございますが、玉城町といたしまして、平成28年度で小型特殊も含めまして8,545台登録がございます。多分、似た町とお比べということですが、多分それ多気町さんのお比べなのかと判断させていただくのですが、多気町さんは1万台を超えておるような状況ではございます。

そういった中で、これは先ほどの公用車とは違いまして、軽自動車の購入につきましては、購入の方がどういう利便性を持って買われるかという要素も結構あると思います。例えば玉城町の場合ですと、山間部といっても、そんなにございませんし、道路的なもの、そういったものから普通乗用車を買うのと、軽自動車を買うのと、どちらが購入の方が判断をされた中で、買われるということがあろうかと思っております。

失礼な言い方ですけども、お隣の多気町さん等におきましては、やっぱり山間部等もございますし、また農業地域、そういったところの要素というの、兼ね備えておると思います。例えばこれは度会郡内の、玉城町として小型特殊、小型特殊の話になりますが、28年度では農耕用の小型特殊が580台登録、先ほどの8,545台の中の590台というのが、農耕用でございます。

あと度会町、大紀町、南伊勢町、3町で合わせても、3町で175台という小型特殊の登録状況になっております。ですので、やはりこれは地域柄、そういったものもあろうかと思っております。

それともう1点、小型特殊の先ほどおっしゃられました啓発といいますか、登録の啓発、これにつきましては、小型特殊の農耕用といいますのは、あくまでもその車両に対して、課税をするということで、公道を走行するうんぬん関係なしに、登録をしていただくというのが基本的なことでございますので、これにつきましては、当初、平成27年から軽自動車税の税率が変わっております。この軽自動車税の税率が変わるにあたりまして、条例の改正もいたしております。多分その時に、そういうご質問もいただいていたのではなからうかと思っておりますが、27年度当時に軽自動車税の税額を広報紙に掲載させていただいております。それ以降、啓発はしておりませんが、今後、登録制であるということ、広報紙等でPRはしていきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 公道を走る、走らないに関わらず、税金を納めないといけないというのは、私も今回、初めて知りました。そうしますと、トラックに載せて田んぼまで走る

で、ナンバーは要らんと、よく言われる方がありますがけども、それは間違いということですね。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長（北岡 明） 農耕用につきましては、乗用のものであって、確かスピードが 35 キロ以下のもの、これにつきましては、登録制ということでございますので、ナンバーの登録をしていただくことが基本でございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） きちんと登録している人が、そうでない人より損をするということがあってはならないと思いますので、産業振興課さんで、よく農機具調査とかしていただきますけども、そういうのと照らし合わせていただくなど、改善の方向でお願いいたします。

3つ目の項目に移ります。原動機付自転車などご当地デザインプレートが採用され始めて、久しくなります。松阪市のゆるキャラちゃちゃもが付いているものを、よく見かけますし、伊賀市は滋賀県の甲賀市と共同で、忍者の町をPRするために、同じ忍者デザインを採用されています。

玉城町でもゆるキャラが3種類ありますし、玉城の知名度をあげるために採用されないのかと、疑問に思っておりましたけども、検討されておられるのでしょうか。検討されたのでしたら、何故採用されないのか、経緯をお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長（北岡 明） おっしゃられます、ご当地ナンバーについてでございますが、これにつきましては、今現在、三重県下で、一番早く採用されたのが、四日市さん、平成22年に登録がされております。以降は今現在、6市1町が採用しています。玉城町はどうだということでございますが、玉城町につきましても、このことについては、検討もいたしました。そういった中で、このナンバーにつきましては、125CC未満の単車、バイク、これについてのプレートをつけるという形になりますので、例えば観光面とかで考えた場合、四輪ですと、いろんな県外に出向いたりとかありますけれども、二輪の125であると、行動範囲も狭くなるということもあります。

また、今現在、使っておりますプレートナンバーも、まだ在庫もございます。新しくそれらをつくるにあたりましては、やはり予算的な面も、費用もかかってきますので、これにつきましては、今後のニーズ的なものも考えた中での検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 中には市制60周年記念などで、数量限定で導入されているところもあるようです。町のPRの1つとして、あまり効果がないということでしたけれども、赤字の出ない範囲で、検討をしていただければと思います。

では、4つ目の項目に移ります。交通安全についての啓発活動は、歩行者や自動車を対象にしたものが多いように思います。3月の広報たまきでも、事故を減らそうという特集記事がありましたが、自動車に乗る人の目線で書かれたものを感じました。自転車や二輪車について、交通安全の啓発活動は、どのようなものに取り組んでおられるのでしょうか。また、昨年的一般質問で、自転車レーンが狭いというお話をさせていただきましたが、自転車が安全に走行できるような、安全対策については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） まず、交通事故の状況、既に3月の広報でも紹介をさせていただいております。また、合わせまして、次号の広報でも、引き続き交通事故の状況を周知をさせていただき予定しておりますけれども、その状況を見ました中で、全体の事故の8割ほどが自動車に絡む事故となっています。残る15%、これが二輪車、また自転車とか二輪車に係る事故となります。大半が自動車に巻き込まれた、また横断中に歩行者を巻き込んでしまうという事故が、多く見受けられます。そのような傾向から、交通安全の啓発活動については、交通安全協会などが四半期ごとにやっておりますキャンペーンにおきまして、いろんな高齢者も含めて、啓発をさせていただいているところです。

特に学校とか老人クラブなども、今年は7月に、特に老人クラブ連合会を通して、教室をさせていただき予定でもございますけれども、そういう形で交通安全には努めてまいりたい。また自転車、二輪車につきましても、そういう形で学校とか高齢者を中心とした啓発、また交通安全教室をさせていただこうと考えております。

それから、自転車レーンのことについて、ご質問もいただいておりますけれども、町内にはグリーンベルトを、かなりの部分で施工しております、路面表示をさせていただいております。これは運転者、歩行者に、そういう意識を持っていただくということで、レーンわけをしておるわけですが、特に通学路を中心といたします考えの中では、町に交通安全プログラムというものがあります。

これは玉城町通学路安全推進会議というものを設置をさせていただきまして、安全確保に関する取り組み方針を、平成27年2月にまとめております。この会議といいますのは、教育委員会、そしてまた建設、生活福祉、そして県の組織では、伊勢建設事務所とか、また伊勢警察が入っていただいて、そういう会議をもって、定期的な点検とか、また自治会、PTAの皆さん方にも入っていただいて、合同点検も、そういったことを繰り返しながら、検討させていただき、改善に努めているということでもございますので、半ばレーンがあるとは言いますが、非常に狭いところもあります。やはりそこは安全な部分で、何とか確保していただきながら、マナーを守っていただいて、交通励行していただくと、そういうことで心がけていただくということで、お願いをしたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 自転車については、学校での取り組みもお教えいただけますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 学校におきます自転車に対する交通安全の取り組み状況でございます。それぞれ学校では、各担任から児童・生徒に対しまして、折に触れ交通安全指導を行っており、また交通安全教室も実施いたしております。小学校の場合ですと、伊勢警察署の協力を得まして、低学年には主に安全な歩行の仕方、高学年では自転車の正しい乗り方について、DVDを活用した交通安全指導を、毎年実施しております。

また、中学校では、昨年度になるのですが、自転車による交通安全教室ということで、車と自転車の事故を想定しまして、スタントマンによる交通安全教室を実施いたします。今後とも交通安全の啓発には努めていきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 学校での取り組みとして、小中学生には自転車に乗る時には、ヘル

メットをかぶるように、ご指導いただいているかと思いますが、同じように大人には啓発しなくてもよいのでしょうか。子どもさんから大人がヘルメットをかぶらんのはずるいという言葉聞いたことがあります。大人の後ろにヘルメットをかぶらず、乗せられている子どもさんも、まだまだ見かけますので、チャイルドシートほどは、交通安全として意識が浸透してないと感じるのですけれども、最近かなりの自治体で、65歳以上の方が自転車に乗る時のヘルメット着用を、条例で推奨されています。大人への自転車の安全運転指導が必要になってきたのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 確かに児童・生徒向けの交通安全教室、また、高齢者に向けての部分については、町といたしましても、積極的にさせていただいておりますけども、議員おっしゃいます、ちょっとそういう形で日頃乗られる方に、広報周知も折に触れさせていただきたいと思っておりますし、また、交通安全の講習につきましては、地元の自動車学校、自動車教習所ですか、そちらのほうで、個別には受講はできませんけども、社員教育とか、そういったこともされているところもございます。

そして、また三重県の交通安全研修センターというのが、津にありまして、そちらのほうでは、特に幼児、児童、高齢者をはじめといたしまして、いわゆる交通弱者向けの歩行者もそうですけども、そういう啓発教育をしておられるということで、これは土曜日だけが休みですので、特にそういう保育所、保育園、小学校、遠足とか研修会で、そういうようなことを使われるという話も聞いておりますので、また、そういう施設もあるということも含めまして、周知をさせていただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 色々な取り組みがあるということが、よくわかりました。町長も出勤の際に、自転車を利用されていると伺いました。帽子に見えないおしゃれなヘルメットも、色々販売されていますので、町民の方へのアピールとして、役場内の方の通勤で着用を推奨していただくことは、できませんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 車両についてのご質問の中にもあったように、できるだけ健康管理もしながら、近いところは職員の皆さんにも、車を使わずに自転車で通勤して欲しいと、話しかけておりますし、また、交通安全は非常に大事なことでありますもんですから、このヘルメットのことだけではなく、町全体として、安全の施策を講じていかなければならないと思っております。

勿論、子どもたちのこともそうですけど、大人の皆さん方は、自分で自分のやっぱり体を守っていただくという意識を、日頃から持ってもらえるような、また西野から申し上げましたように、特にそうしたお年寄りの皆さん方に対しても、いろんな伊勢警察と連携をして、今までも交通安全指導もしておりますし、またこれからもそういう取り組みも進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） ついこの間の日曜日に、二輪車安全運転三重県大会に行っていました。幅広い年代の68歳までの方が出場されておまして、お話を色々伺ったのですけれども、感じましたことは、普段から安全運転を意識されている方と、そうでない方は、全然運転の仕方が違うということでした。その辺から見ましても、定期的に講習の機会は必

要でないかと感じます。

昔、三ナイ運動という高校生にバイクの免許をとらせない、買わせない、運転させないという運動があったようですが、返って二輪車事故が減らない原因になっているのではないかと、三ナイ運動はなくなったのですけれども、知識でなく、実際に運転したりして体験することが大切だと感じるのですけれども、玉城で定期的に交通安全教室というのは、開くことはできないでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 今年の当初予算で、高齢者等の交通安全対策事業ということで、初めて事業経費を計上させていただいておりますのですけれども、そういった形で半ば委託をしている部分もあります。先日、新聞でも掲載をさせていただきましたけれども、高齢者の免許返納、そういったことも広く含めまして、いろいろそういう事業の中で、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） では、次に、5つ目の項目、自転車の保険加入について伺います。自転車を運転する人が加害者になり、9,500万円の賠償を命じられた事故もあったそうです。近年、自転車の賠償責任保険の加入を義務付ける自治体が増えてまいりました。それに伴い様々な保険のオプションとして、低価格で自転車の保険が付けられるものも増えているようです。玉城町として、啓発活動はされているのでしょうか。また、児童・生徒の加入率はどの程度でしょうか、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） まず、町といたしまして、そういう啓発活動をやっているかということですが、しておりません。現状はそういうことですが、まずこれは全国的なところで見ますと、平成27年4月に兵庫県で、条例化をしております。これまでは救済の形でのものもありましたけれども、いわゆる加害者としての損害賠償という部分での動きというのが、平成27年ぐらいから活発に動いてきているのかなと思います。

兵庫県で、これは県条例としてなんですけれども、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例という形で、施行もされておまして、その条例の目的にもありますけれども、県民、事業者など共同して運動展開をしていくということで、これは個人的というよりも、あくまでも事業所、要するに例えば自転車とか、そういったものを販売する、またつくるということで、個人的なものではなしに、そういう事業所だとか、共同してやっていくというところに。また、そして広域的にやっていくというところが、意義のあるところではないかと思っております。

従いまして、その他にも、皆さん方が入っておられます例えば車両保険に付加されているものも安価であると聞いておりますし、そういうようなことも機会に触れ、啓発活動をしていくということで、心がけていきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 自転車の保険の加入状況でございます。中学校では、生徒全てが個人責任補償学校賠償総合プランというものに加入いたしております。その補償内容につきましては、自転車による事故、この場合、加害者の場合ですが、その時の事故も対象になっておるといふ保険でございます。一方、小学校の場合ですと、自転車通学でないことから、学校全体での加入をいたしておりません。



従って、任意での加入となるわけですが、ある学校では30%弱の加入と聞いておりますが、全ての学校の加入実数については、把握しておりません。今後につきましては、状況を把握して、加入啓発に努めたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） その中学校のは、学校全体でという加入方法ということですね。そうしますと、卒業してしまいますと、保険の対象ではないということですので、もしできましたら、個々で加入の方向でしていただきますと、高校になっても継続して、保険の対象になるかと思いますので、その辺りも是非ご検討いただきまして、あと条例とまではいきませんけれども、しなくてもいいかと思うのですけれども、町全体で加入促進に努めていただければと思います。

では、3つ目の田丸城跡のPRについて、2つの項目に分けてお尋ねします。まず1項目目、田丸城が舞台として出てくる小説が、映画化されました。7月から上映ということで、テレビでの宣伝が始まってきました。今回は主人公も田丸城主の織田信勝も、アイドルが演じるということで、注目を集めています。何年か前の大河ドラマ江の時のように、今回の映画に関連した広報活動はされるのでしょうか、お聞かせてください。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 田丸城におきましては、議員ご指摘のとおり、平成23年にNHKの大河ドラマ江で、紹介されました。翌23年度に、玉城町としましては、魅力ある観光地グレードアップ事業におきまして、田丸城のイルミネーション、それからお城に関する写真コンテスト等を実施させていただいておる経過がございます。

今年度は、先ほども言うていただきましたように、7月1日から公開される映画で、織田信勝が登場するということもございます。また、今年度、平成29年4月6日に、城の日ですが、田丸城跡が、日本城郭協会から続日本百名城に選ばれたということも、新聞に掲載されております。そのため、今年度におきましては、朝日新聞社と連携をいたしまして、田丸城をテーマにいたしました、地域学の実施を名古屋圏で考えております。

また、12月には横浜市で、お城エキスポ2017というものが開催されるということでございますので、そちらのほうには参加をさせていただきまして、田丸城跡のPRをさせていただく予定です。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 原作の小説とのコラボとか、2005年には漫画化もされておりますけれど、漫画のキャラクターを使った広報も可能でないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 色々著作権という問題もございまして、著作権ということもございまして、これにつきましては、映画の公開の際に、映画での公開によります波及効果がどれぐらいのものかというのが、ちょっと今わからない状況でもございまして、またそれにつきましては、今後、その著作権元と、必要がありましたら、お話をすること、これから必要になってくるかと思いますが、現在のところでは、まずそういったことについては考えておりません。

この前、新聞記事にも載りましたように、玉城町のゆるキャラで、たままる君というのがございますが、そちらのほうのラインスタンプというのを、つくらせていただきましたので、そちらのほうで、まずは皆さんに周知をさせていただきながら、田丸城跡、また玉

城町の認知度の向上に努めたいと思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） そういえばたままる君は、織田信勝の幼名の茶せん丸でしたでしょうか、あれをイメージしたものだと同いました。またその辺も大段的にアピールしていただければよろしいかと思えます。お願いします。

では、2つ目の項目、続日本百名城に選ばれた田丸城ですが、城といえば武士ですね。お隣の明和町は、王朝ロマンの町とうたわれています。来年に完成予定の玄甲舎は、田丸城の家老だった、金森得水さんの茶室ですし、跡しか残っておりませんが、岩出城や山岡の山岡城もあります。武士に関係した史跡を関連付けていくのも、1つの方法かと思えます。史跡観光について、町長はどのような展望をお持ちか、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 以前から言っておりますように、玉城町は神領の中心であったわけでありまして、また、重要文化財である田宮寺には、荒木田氏の氏神として、その中に11面観音が安置されておったり、あるいは今の田丸のお城、そして神宮の摂社、末社、そして今、ご理解いただいております玄甲舎、まさにそれらが玉城町の特色である地域資源でありますから、この資源を大いに活用していくということが、非常に大事だということで、議員の皆さん方も大変ご理解をいただき、協力をいただいておりますから、これはこれで、そしてまたよいお話で、今回も続百名城に選定をされたということで、大変田丸のお城の石垣が、日本を代表する石垣の、いわゆる城郭考古学のトップクラスの先生方が注目をいただいております。これが今、田丸城でございます。そういったことも、いろんなことを組み合わせながら、町の魅力、これの発信をしていく仕掛けを、これから力を一層入れていくことが大事だと、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 町長だけでなく、町の皆さんも玉城のPRは頑張っておられると思います。ちょっとご紹介させていただきますが、現在、玉城郵便局の窓口にいけますと、田丸城の跡とか、桜の消印を、願ひすれば押していただくことができます。そういうのも含めまして、玉城郵便局に行かれる際は、これで押してくださいといったら、玉城以外の方にこんなええところなんやな、玉城と思っただけかと思えますので、役場の郵便物も機会がありましたら、窓口で消印を押していただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、7番 井上容子君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(14時28分 休憩)

(14時40分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

1番 中村長男君の質問を許します。

1番 中村長男君。

#### 《1番 中村 長男 議員》

○1番（中村 長男） 1番 中村。それでは、1番中村でございますが、ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従いまして、2件の質問をさせていただきますと

思います。質問事項の1につきましては、今年度、ふるさと納税の運用見通しについてということであります。

これまでの玉城町ふるさと納税の実績をふり返りますと、平成20年、2008年でございますけど、これより着実に増大しておるといいう状況でございます。関係部署から努力されているところでございますけれども、近隣の市町村から一目置かれるような実績をあげておられるということで、三重県でも注目される自治体ではなかったと理解しております。日本全体でいいますと、平成23年に東北大震災がございまして、これで復興の資金ということもあるかと思いますが、一過性ではあったわけですが、激増いたしまして、これを契機に年々急激なペースで増えてまいりまして、初年度平成20年でございますけれども、全国で81億だったものが、この27年度で1,652億円ということで、20倍という形の伸びを示しておるようでございます。

他にも色々理由があると思いますが、基本的にこの2、3年の間といたしますか、自治体間でのふるさと納税寄付金の獲得というのですか、これの競争が非常に激しくなってきたりまして、本来の趣旨に反するような社会問題も出ているということから、管轄しております総務省のほうでも、立場上、ふるさと納税の返礼品の上限、これをある程度、網をかけるかといいますか、3割以下ということが出たようでございますけれども、そういった点で、規制も入りましたし、なおかつ資産性の高い物品や商品券、こういった類も規制されるということがございまして、各自治体に通達という動きが見られております。

一定期間の審査のもとでの通達でございます。本年5月下旬から、この具体的な動きが出てきたわけですが、新聞紙上を非常に賑わせておりまして、関係しているところ、例えば近隣の市町等につきましても、高額返礼品の扱いをどうするかということで、結構頭を悩ましてみえると思います。

実際には異議を唱えるという自治体もあるようでございますので、強制的な適用というわけではございませんけれども、玉城町にも何らかの影響があるのではないかと、心配しているところでございます。

そこで、質問と申しますか、内容確認でございますけれども、ふるさと納税の背景、事情、これは各自治体さまざまですが、玉城町の場合、この総務省の通達というものは、どのように受け止めてみえるのですかということで、1つお聞きをしたいと思います。返礼品のラインナップ等を見ましても、かなり強化されておりますし、一昨年、あるいは昨年度の寄付金の受入額の推移、こういったものと合わせて、報告いただければありがたいと思います。

ついでに今年度の見通しもお聞きたいわけですが、これについては増減という程度で結構でございますので、1つお聞きしておきますので、よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 1番 中村長男君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中村長男議員から、ふるさと納税の運用見通しについてのご質問をいただきました。ご質問にもございましたけれども、このふるさと納税制度は、平成20年からスタートいたしましたけれども、全国に先駆けて、玉城町として取り組んでまいったわけであります。ちょうど2年前の平成27年8月には、玉城町の福祉会館で近畿圏のふるさと納税のサミットも開催をしたわけでございます。遠くは岩手、あるいは福井、あるいは兵庫からも、町へお出でをいただいて、いろんな意見交換をした機会もございま

したし、また三重テラスを利用いたしましてのふるさと応援のPRもしておるわけであり  
ます。

しかし、ご意見にもございましたように、随分と9年が経ちまして、全国に普及をして、  
そして、オーバーヒート、過熱気味になってまいりましたから、国からの返礼品の行き過  
ぎ指導があったという内容でございます。

具体的に申し上げますと、平成29年、今年4月1日付けで、総務大臣からふるさと納  
税にかかる返礼品の送付等についてという通達が出されたわけございまして、内容につ  
きましては、一部の地方公共団体において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が、  
送付されていることについて、各地方公共団体に是正を求めるものでございまして、趣旨  
に反する返礼品の一例といたしまして、商品券、あるいは電子マネー、ポイントなどの換  
金性の高いもの。

あるいは電気機器、貴金属などの資産性の高いもの。また、価格が高額なものなどがあ  
げられておりまして、返礼品として3割を超えるものについては、3割以下にすることと  
いう通達が出されておるわけございまして、しかし、いろんな昨日も、役場のところで  
ふるさと納税の取り組み、返礼品を出していただいております方々の意見交換もさせていた  
だいた機会がありましたけれども、引き続き、玉城町を応援をしていただくふるさと納税の  
寄附については、これからもこの取り組みに力を入れてまいりたいと思っております。

以下、具体的な内容は、担当課長からも答弁をいたさせます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） まず先ほど国の通達の内容につきましては、町長の答弁  
のとおりでございます。

議員ご指摘のように、先月の下旬から、個別で高額商品を、寄付金の返礼品をやっ  
ているところとか、そういうところに個別に指導があるということで、新聞紙上に出てお  
ります。

玉城町といたしましては、現在のところ還元率、5割、50%ということではござい  
ておりますが、これは送料と手数料を含めたものでございまして、実質商品としては、  
4割ということになっております。

各市町の動向を見ながら、今後また判断をさせていただきたいと考えておりますが、昨  
年度のまず実績でございますが、受入額の総額といたしまして、1億413万9000円とな  
っております、その前の年が1億1693万3300円となっております。

まずスタートした年度が、平成23年度にスタートをいたしておりますが、この頃は1100  
万円程度でございました。

平成25年度におきまして、はじめて1億円を突破いたしまして、その後ずっと1億円を  
推移させていただいております。

寄附金額の昨年度と今年度の同月の比較上、紹介させていただきたいと思いますが、平  
成28年4月が422万6,000円でございます。対して今年度の平成29年4月につきま  
しては、610万円、それから同様に平成28年5月、1年前でございますが、388万円に  
対しまして、今年の5月につきましては751万円ということで、昨年度比2カ月でござ  
いすけれども、増えてきているという状況でございます。

従いまして、目標額ということにつきましては、前年度に引き続き、やはり1億円の寄

附額ということで、想定は目標としてはさせていただいておりますが、前段のように、国の通達があり、個別指導が出てくる場合に、そういった対応によりましては、少なからずの影響が出てくるものと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） ありがとうございます。あまり変わらないというご返答で、一安心しておるところでございます。とりだてて国から総務省のほうから何とかしなければいけないという指摘はなかったと感じる中で、安心して聞かせていただきました。

先ほど還元率50%というお話も触れられておったわけですが、これは総体的な、全体的な形を感覚かと思われそうですが、玉城町の返礼品、このランク、先日いただきました資料で、3コース、5万円のコース、あるいは3万円のコース、1万円のコースというのがあります。それぞれの中でこういった商品ということが、例示されておる状態でございますのですが、これもほぼ同じという感覚で見てもよろしいのでしょうか。特別に、また違うようなものが、ならした50%ということで、ちょっと還元率の比較的高いものと受けて止めるべきでしょうか。それについて、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 平成28年度までは、大体どの商品、どのコースにおきましては、還元率がほぼ50%ということで、させていただいておりますが、昨年度は郵便局と事業提携を行いまして、送料につきましては、こちらの自治体の負担という格好で、事業連携をさせていただいた関係もございまして、事業所によっては、少し5,000円を超えている、還元率50%を超えているところもございます。

従いまして、今後、国の通達、それから指導が出てくることも想定いたしまして、当然事業者さん、それぞれの企業さん、そういうふるさとの還元品の関連事業者さんがございますので、そういった方々と今後についての対応も、これから含めた上で、協議をさせていただいております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） わかりました。実は気にしておりましたのは、少し前のデータということですが、状況を、連絡ですけれども、非常に玉城町の返礼品で人気になったのがあったようでございまして、これは特別なものですから、全国的にいうのはどうかと思いたすけれども、松阪肉、すきやき肉、これのほうで、全国で5番目、トップのほうにあげられておったわけですから、大丈夫なのかと心配しておりました。

今、お話の中で、こういった点につきましても、ほうほう収まっているような話でございます。ただ、これにつきましては、残念ながら数量規制というのですか、数量限定という条件が付けられておりますので、この数量の限定分が、どう響いてくるのか、気になるところでございます。あまりにも数量限定が、厳しい値でたくさんの方の寄付金をいただきましても、残念ながらちょっと間に合いませんので、こちらのものでということで、代替のものが非常に高くなりまして、クレームをおっしゃられる方が、ひょっとしてあるのではなかろうかと気が、心配したわけですが、これは蛇足の質問でございますので、そういうクレームというのは、特に今のところはないのでしょうか。すいません。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 議員お示しのとおり、大変、松阪牛等につきましては、待っていただいているという場合が非常にございまして、時期によっては、なかなか思い

通りに牛の出荷がままならないともございまして、大きな声でのクレームをいただいた記憶はないのですけれども、やはり暫く待つていただくということがございますから、今後は畜産の松阪牛を生産されている農家も、玉城町には複数件ございますので、今まではいろんな出荷者とか、出荷先の調整がございまして、そちらでどちらかという、少数の生産農家さんしか、対応はさせていただいておりませんでしたけれども、今年度からもう少し枠を広げて、お客様を待たせないような格好で進めていきたいと思っておりますが、これもやはり農家さんとの協議が必要でございまして、そういったところを含めて、これから検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） わかりました。総務省の規制の主目的につきましては、返礼品の過大な調達額というのですか、これが地方自治体の財政に返って、負担になってはいかん、本末転倒な状態であるということで、それが起こらないように、ふるさと納税の税収が有効に使われるようにという、バランスを考えての指示だろうかと思いますので、それにあう形で進めていただきたいと思います。個人的な感覚としまして、この内容に完全な地元生産品という場合、3割規制という形も受けておりますけれども、若干高くても、5割程度になっても、これはいいのかなと。回り回って、また地元の税収にも跳ね返ってくるわけですから、これは融通性のあるものと考えております。

ふるさと納税の受入額の増減も気になるころではございましたのですが、別途、使い道というのですか、どのように使われているかについても、お尋ねをしたいと思います。玉城町の場合、ふるさと応援寄付金申込書というのを、同時に納金の際に、指し示していただきますので、その時に使い道の分野というのを、6分野で、さらに特に指定したいものに分けて、選定するような形になっております。

具体的に申し上げますと、子どもたちの支援事業に使うかどうか。あるいはまた、福祉健康関係の応援事業に使う。あるいは景観、環境保全の事業。あるいは、文化芸術関係の事業、それから地域活性化の支援事業と、それからまた安心・安全のまちづくり事業という6つの分野、これのどれに使う形を望みますかということになっておりますし、それを町のほうに、産業振興課と思うのですが、そちらのほうに用紙が戻ってくるとは思いますけれども、これの使い道や配分、これにつきまして、どういうように決められておるかということをお聞きしておきたいと思っております。

寄付金の納入される方の意思が、どのように反映されたか。こういったものをある程度確認する意味で、その集約の額と、そういったものの使い方というのが、どんなふうな格好で取り扱っているのかということ、簡単に結構でございまして、ご説明いただければありがたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 議員お示しのとおり、ふるさと応援寄付の主な用途につきましては、テーマが7つございます。1つは、指定なしということになっておりますが、それぞれ福祉関係なり教育関係なり、色々でございまして、1つ事例を、28年度の実績で、まず1つの事例を申し上げますと、未来を担う子どもたちを応援する事業につきましては、寄付の金額が約4,500万円でございます。

これはそういったものに事業ということで、充てに、充当していくということになるかと思うのですが、これにつきましては、保育所とか児童館にかかる備品の購入、それか

ら放課後児童クラブ指定の整備に関する経費、小学校にかかる教育環境の整備に関する経費。例えば床修繕とか、教育備品の購入、そういったものに充てられております。

他のところにつきましても、文化芸術活動を応援する事業におきましては、寄付金額が昨年度が461万円、これは文化振興に関する経費ということで、ふるさとコンサートの開催経費、それから、田丸城跡、玄甲舎等の維持管理に、使途を限定させていただいて、使わせていただいております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） そうしますと、他にもそれぞれ全国ですから、約1,000件ぐらいは、もっとあるんですかな。分類するとすると、比率的にそれぞれのところに、パーセントがあると思うんですけど、大きな傾向としましては、こういった子どもさんの事業、あるいは文化芸術関係、こちらのほうに偏って、ある程度大きな額というのは、それ以外のものについては、少ないということになりますと、使い方ですが、これは予算を組む際に、どなたがどういう部署が、ある程度このように使いなさいという指示になるのでしょうか。ちょっとその辺だけ参考にお聞きしたいと思いますが、難しいと思うんです。年度末という時に、同時にされますという、おそらくその時、金額の把握というのを使い道については、検討する、枠がないと難しい状態があるかと思っておりますので、これのシステムにつきまして、ちょっとわからないものですから、聞かせてほしいと思いますが、具体的にこの28年度、集まりました受入額につきましては、その年の29年度に反映されるのか。全然別個に使い道を決められるのか、こういった点はいかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） まずふるさと寄付をいただきましたという、本年度、入ったものにつきましては、基金に積むということになります。それで翌年度以降、取崩しをいたしまして、事業に充当させていただくというルールになってございます。あと充当先の関係でございませうけども、これにつきましては、予算編成の段階で、当初予算の要求段階で、あと補正予算の段階であり、充当させていただく費目を、それぞれ協議させていただいて、決定するというものでございます。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） わかりました。要は一旦プールした形で、基金化して、それを使うのは、さらに予算を検討する場の中で、割り振っていくという形ですね。わかりました。そういった形の中で、有効にまた寄付金をいただいた方の気持ちが伝わるようでしたら、それをまた報告する際に、連絡、広報その他の項で教えていただけたらと思います。

要はふるさと納税の趣旨からしまして、地方の税収の格差、これを平準化するためにとられた方法でもございますし、また、返礼品の流通で地元の生産者の方が潤うということが、目的になっておりますし、また、それに伴って豊かになった行政サービス、こういったものが広く住民の方に、返される形であれば望ましいのだろうと思います。こういうことで、三方すべて良しというようなことで、最終的に地元の再生、活性化に結びつくように、1つ何とかご検討を、有効な活用をお願いしたいと思っております。

ふるさと豊かになるためには、今現在ご協力いただいております、多くの方のリポートが必要かと思っております。1回、参加いただけたと、それが何年も続けて、また玉城町のふるさと納税のほうに協力、参加いただけますように、関係者の方々の一層の努力をお願いしたいと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

次に、2点目の外城田川の護岸壁の改修に関連する町道の拡幅についてということでございます。ちょっと表現がなくて申し訳ございませんが、前々から申し上げております、町道勝田町・土羽線の交通安全対策、これの再度確認方々、要望でございます。

町道勝田町・土羽線でございますが、昨年、部分的な路面の改修がされまして、利用車両がさらに増えたという印象でございます。この半年ほどまたさらに加えるように、上田辺地区、こちら一体に下水道工事が、平行して行われておりますので、当然その辺の交通規制がありまして、この町道のほうに回ってくる車も増えたと思いますが、異常に多くの利用者がある町道になっております。

私も特に利用するわけですが、気になりますのが、私は軽自動車に乗っておりまして、前からくる車、これ大きな車ではないんです、勿論大型が走りませんので、中型あるいはそれに類する車程度ですが、ほとんどの車が対抗する際に、道路の両側に白線が引かれておりますけれども、この白線をそれぞれまたぐような形で走っていくんです。本来、車が通行するのは、白線の内側のほうで、安全に走らなければいけないわけですが、まず眺めておりますと、前方からくる車、ほとんど100%ではございませんけれども、ほとんど全部反対側のタイヤは白線から出て走ってまいります。

それだけまいりますと、あの路肩は非常に狭うございまして、白線から走らせていただくところ、下がっているところも、普通狭いところで、0.5mぐらい、1mあるところは部分的でございまして、これでもし何か角のほうに人が立っていたり、あるいはなんか小さな障害物がありましたら、ハンドルをとられるという危険性がございまして、非常に危険性が高いという感覚で、考慮させていただいております。

これにつきまして、現状の状態ですと、過去には何度も拡幅の要望が出ておるようでございますし、前回の場合にも、非常に距離が長いために、事業規模が大きくなって、大変だとか。あるいは多数の地権者の方の賛同を得なければいけないとか、条件的に非常に厳しい面がございまして、なかなか進展がみられないと思いますけれども、今回の状況を迎えてまいりますと、なんとか可能な範囲で、分割して作業に、改修工事に入れられないものかという気持ちでおりますので、こういった事業が町内で、現在どのような順位になっておる。どのぐらいに着手するランク付けになっておるのか。こういう点を、1つお聞かせいただければと思います。まず1点目よろしく申し上げます。

議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 町道勝田町・土羽線、大変狭いということで、拡幅の要望も出ておる中、順位的にはいつ頃になるかというご質問かと思いますが、今現在、歩行者空間の確保というところで、歩道整備のほうを進めております。矢野1号線で、今現在、工事をしておりますのと、その後、妙法寺・明和線といいます、田丸小学校の前辺りの町道の整備にかかりたいと思っておりますし、その後につきましては、勝田の大橋から宮古にかけての田丸・宮古線、こちらの歩道整備にかかりたいということでございます。

それで、当該路線につきましては、2.7kmという大変長い路線でもございますし、農業用の速度をどうするかとか、あと河川の関係もございまして、ちょっと今のところ、事業を具体的に見込めないという状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） 確かに聞いている範囲では、非常に時間もかかるし、大変な労力も



要るわけですから、具体化というのは難しいかと思う中で受け止めたわけですが、ただ、この道路につきましては、多気のほうから来ますと、土羽のところまではできておるんです。それから先、どうするかということにつきまして、宙ぶらりんになっておるものですから、それが可能な範囲の中で、できるだけ同じような幅が確保されるのが、完成することが望ましいのではないかという思いでおりますので、その辺を考える中で、ランクづけで早いところ、具体的な着手に入るように、ご検討いただきたいと思います。

ただ、現在のところ、この拡幅の条件的なことにつきましては、堤防道路というのですか、堤防の上面を利用した中で、橋梁のところまで、どうしてもあがってくるわけですから、大体3分の1ぐらいの距離、堤防と今の町道とが平行している部分は、それぐらいの距離しかありませんので、これだけでも何とかならないかという感覚でおりますし、それ以下のところにつきましては、地元の農家の方のご希望あり、あるいは調整もしないかんわけですが、現状の道路を農繁期、あるいは農機具が利用する際に、通行する車とバッティングしないような使い方ができるような形にもっていくと。そういうのがとりあえず可能性のある改修方法ではないかと思っております。

最終的にはずっと対向2車線の道路が、サニー道路まで伸びてくるのが、好ましいわけですが、難しいということをございましたら、途中の大きな道路、蚊野・朝久田の10m道路なり、あるいは野篠から下田辺に抜けます道路との信号のところまで、この辺まで何とかつなぐ格好になればという感覚でおりますので、1つご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、他の色々な考慮すべき条件もたくさんあろうかと思ひます。現状の中では、小手先のことかわかりませんが、堤防の除草作業を、前々からシルバー関係から、認定農家の方の請負作業に切替られまして、頻度が多くなって、ちょうど影になって見にくいような状況を解消するという努力もされるように聞いておりますし、それから、この4月前後に、町の広報で、広報たまきで通達があったわけですが、道路に泥の固まりを落とさないようにしてくださいと。非常に危ないことがありますので、田んぼから出る時、道を守る時には、農機が道路に出る時はちゃんと処理をしてくれということで、安全対策もとられているようでございますけれど、そういった小手先のこと、されたとしても、大きな事故については、非常に心配される状況でございますので、最終的な回避方法につきましての一步でも二歩でも進むように、1つご検討をお願いしたいと思ひます。

その際に、気になる点が、外城田川の護岸壁の状況でございます。実はずっと前からですが、かなり大きな空洞部、この堤防の内側のほうにできております。また、それから外から見てもわかるように、ややずれ落ちて、川にせりだしてきて、コンクリートで固めた川の側面、法面の部分が食い違っているところも出ておりますので、こういった工事が早晚必要になろうかと思ひておるわけですが、この工事が、場合によりましたら、側盤の裏のほうの土をはらっていくということは、かなり水位が上がるわけですから、もう少し高く護岸の部分を増築しないと、繰り返すのではないかと、・・・あるんじゃないかということで、これに対する計画等を、いつ頃、あるいは何か動きがあるのかどうかということをお聞きしたかったと思ひております。

まずそれを元にして、現状の町道の路面の高さと、それから、堤防の高さと、そういうことができるといふ感覚がござひますので、この辺の工事もある程度、考慮に入れなければいけないといふことござひますから、どうなつておるのかなといふことを、担当の

方のほうから、1つ様子のほう聞かせていただければなと思います。

議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 現状につきましては、中村議員仰せのとおり空洞ができておったり、擁壁のほうがズレかかっているというような状況が見受けられる中、災害復旧事業等で簡易な修繕等もしてきたわけでございますし、準用河川ということで、町管理になっておるのですけど、伊勢市、多気町と合わせまして、2級昇格への協議会で、県管理のほうへの昇格を、要望活動もしておるわけでございます。

それで、現在に至っておるわけでございますけども、増築、改築につきましては、そこだけのことでなく、これは全体的に改修計画を立てていかんと、いかなのかなという中で、先ほど申し上げました2級河川への昇格、これらを見込みながら進めていきたいと思っております。

それで、仰せの道路と一体化したような整備、河川敷に道路が走っておるというのは、よくある事例でございますので、これにつきましては、河川の改修計画の中で、断面が決定をして、高さ関係とすっきりした、明確になったところで、道路との取り合いがございますので、そういう道路計画のほうで、後にくるのかなと思っておりますので、その辺ご理解賜わりますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） ありがとうございます。この河川の改修等につきましては、本来ですと、玉城町は下のほうまでありますので、部分的ということも、また難しいかもしれませんが、1つなるべくそういった管轄関係の問題につきまして、早急に解決していただきまして、この町道の改修工事につきましては、実はかなり急ぐ形ですよという形を申し上げたいつもりでおりますので、是非それはですね、実現しますように、町長さんをはじめ、その辺につきましてですね、できればこの場で、お考えをですね、もう一度まとめていただければありがたいと思います。よろしく願いします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） この中村議員からの勝田町・土羽線、このことは以前からも、色々な方からのご要望をいただいておりますので、大変交通量も増えておることは、私自身も承知しております。今、担当課長から申し上げましたように、小さなこれだけの町の中で、精一杯の地元からの要望はじめ、特に子どもたちの交通安全対策で、町内の現場が動いております。

もう1つは、ありがたいことに、もうほとんど宮川流域下水道が、町内全域完備になりましたから、それの上での道路復旧というものも、ほぼ完了しておるわけございまして、やはり全体の玉城町のインフラ、特に道路の部分は、年次計画をもって進めていかなければならんと、こんなふうな考え方をしておりますけれども、何といたしましても、大本は財源手当の確保でございます。財源確保、これが大事でありますから、そういったことと、もう1つは、やはり道路整備といいますと、やはり地域、地元の人たちの協力、これが第一優先だと思っておりますので、そういったことも、これから順次計画をして、やはり一番大事な道路インフラ、道路網の整備というものは、町の発展、そして地域の皆さん方の安全対策という点で、大変重要だと認識しておりますので、これからも順次力を入れてまいりたいと、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番(中村 長男) 力強い、ありがとうございます。1つ長年の懸案でございますので、1つなんとか1つ、それに近づきますように、一層のご努力をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(中瀬 信之) 以上で、1番 中村長男君の質問は終わりました。  
一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(15時19分 休憩)

(15時30分 再開)

○議長(中瀬 信之) 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

4番 中西友子君の質問を許します。

4番 中西友子君。

#### 《4番 中西 友子 議員》

○4番(中西 友子) 4番 中西。議長より許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、1番目の質問で、小中学校の就学援助金の支給時期について、質問させていただきます。

伊勢市が28年度予算で、入学前の時期に援助金の支給を開始したと聞いています。玉城町でも、来年の小学校・中学校への児童・生徒への保護者に対する援助金を、入学前の時期に、29年度予算で支給すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 4番 中西友子君の質問に対し、答弁を許します。

教育長 田間宏紀君。

○教育長(田間 宏紀) 中西友子議員から小中学校の就学援助金のご質問でございますので、私からお答えさせていただきたいと思っております。午前中の議員さんの質問にもありました就学援助制度でございます。これにつきましては、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行おうとするものでございます。

この援助の範囲といたしましては、学用品費、新入学用品費、校外活動費、そして修学旅行費、給食費という分類になるかと思っております。今、入学前ということでございますので、新入学用品費に関する部分のご質問ではないかと思っております。この新入学用品の部分につきましては、平成29年3月31日に、要保護児童生徒補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が、入学する年度の開始前に支給した、新入学児童・生徒学用品費等を国庫補助対象にできるように、一部改正がされたところでございます。

これに伴いまして、同日付けで県教委に要綱等の見直しの趣旨を踏まえ、援助が必要な児童・生徒等の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されるよう、各市町村教育委員会へ周知する旨があり、県教育委員会からは4月7日付けにて、各市町に通知されたところでございます。

来年度30年度の入学児童・生徒について、入学前支給しよういたしますと、現行の就学援助制度に関する規則実施要項の改正が必要となり、また、29年度予算にて必要経費等を補正予算計上する必要がございます。

この内容といたしまして、認定申請、確認の時期、そしてまた方法を検討し、現在、実施する方向で調整をいたしておるところでございます。また、平成29年度の県内自治体の状況によりますと、桑名市、木曽崎、四日市、菰野町が、既に補助対象となっております、

新中学の1年生のみ支給をしておると。また伊勢市につきましては、今お話のとおり、小学校1年生、中学校1年生に、入学前に支給ということと聞いております。

玉城町といたしましても、この通達に基づいて適切に来年度から対応するように、補正予算を考えてございますので、また、ご支援賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 先ほど教育長から支給時期についての調整とか申請のお話も出ていたかと思うのですが、支給が来年3月と仮定すると、手続きが1月ぐらいになると思うのですが、そうなってくると、逆算すると、12月補正、3月補正では間に合わないと思うので、9月補正か12月補正のどちらかになるかと思うんですが、どちらのほうが調整しやすいとか、結論が出やすいでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、今年度分の認定申請の受け付けをしております、6月末には認定の審査を終了し、認定を実施するように進めておるところでございますので、この認定申請の人数と、そして、また額的な部分というのが、変更がございますので、これにつきましても、確定をして進め、9月補正の段階で、予算的には計上を考えておるところでございます。

そしてまた、今、申し上げたように、規則、要綱等の改正も連動して必要になってきますので、適切な時期に一部改正のほうを、法告知までもっていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） では、その申請の手続きの方法とかは、保護者の皆さんも早い時期に手続き開始できるということを知りたいと思うので、広報や通達のほうは早めをお願いしたいと思います。

次に、(2)の質問にまいります。

金額が、29年度で倍額になるとも聞いたのですが、玉城町は28年度比で増えているのか。そのまま通常どおり額が変わらないのか、お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、国におきますところの措置ということでございます。今、先に答弁させていただいたように、補助要項の改正が出されております。この補助要項の中の新入学児童生徒学用品費の部分のみ、単価が引上げられ、現行小学生でいきますと、2万470円が、4万600円。中学校でいきますと、2万3,550円の単価が4万7,400円に引上げられたところでございます。ほぼ倍に近いような状態でございます。

国におきます予算につきましてはの総額というのは、あまり変わってない状況でございます。玉城町のほうでございますが、玉城町は国の予算単価に準じて支給をさせていただいておりますので、当初予算の段階につきましては、28年度の実績の見込みにより、計上をさせていただいておりますので、単価につきましても、昨年度の単価でございます。

ですので、本年度の就学援助の、先にも申し上げたとおり6月末には、認定が確定をすることから、その人数の調整と合わせて、今回、新入学児童生徒用品の単価を改正いたしまして、計上をさせていただくという考えでおりますのでございます。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 他の町の話で、ちょっと申し訳ないのですが、紀北町は、今年町長判断で、小学校入学、新1年生に1人1万5,000円ずつ全員に支給したと、町長判断で聞いております。親が使うといけないので、現物で要るものの中から、これに使うという形で、支給したそうですが、町長にそのようなお考えはありませんか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 紀北町さんに負けたらいかんと思っておりますけども、やっぱり玉城町は玉城町なりの子育て支援、あるいは幼児教育、学校教育ということを、きめ細かく力を入れさせていただいておりますし、いろんな町によって、子どもたちの児童数、生徒数、これも異なるわけでございます。

今、教育長からも答えておりますように、やはり新年度、その準備のために、それぞれお困りのご家庭が困らないように、早い目に対策は講じていかなければならんと、こんなふうに思っております。他の申し上げております、特にいろんなご質問もいただいておりますけども、少子化に向けての幼児教育、子育て支援、そういうところは総合的に力を入れてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） では、続いて2番目の国民健康保険事業が県単位化になるときの加入者負担について、移らせていただきます。

国民健康保険事業が、平成30年度から県単価化による事業になるということで、現在の準備、会議等を進められていると聞いています。

(1)の質問ですが、加入者負担金が今まで以上に上がることはないのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいております国民健康保険の都道府県化ということで、この都道府県化といいますのは、平成27年5月に法律が改正されまして、来年平成30年4月から、都道府県が運営に加わりまして、国保の運営健全化と県内の標準保険料の設定を目指そうとして、現在、調整中ということになっております。

その役割となりますのが、三重県、いわゆる県は財政運営の責任主体という形で、給付に必要な費用を、それぞれの市町に支払いをされます。また、これに必要な納付金、反対に市町が県に納める納付金、納付金を決定して、これを市町が被保険者に賦課徴収をするということになりまして、その納付金に応じて保険料が定まってくるということになります。

そこで、加入者の負担金ということで、これは納付金とするならば、三重県が決めてまいりますので、その額というものは現在わかりませんが、また合わせて保険料が上がらないかという質問に代えさせていただきますと、広域化の保険料に関しましては、現在の市町の保険料というものの中には、例えば保険者の住民に占める割合であるとか、医療水準であるとか、そしてまた、所得水準であるとかいう隔たりが、そこにはあります。

その一方で、基金、そして一般会計からの繰り入れ等によりまして、保険料がかなり隔たりがございますので、現段階におきましては、上がるとか下がるということも、広域化に向けて調整中ということで、確たる答えは出ないということになります。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） (2)の質問にいけます。金額以外に今まで町でやってきた施策等に

変化はあるのかという質問ですが、5月31日でしたか、各市町の首長に説明があったという話も聞いたのですが、その時に何かおっしゃっていたこととか、こちらから言ったこととかは、あるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 5月31日に首長向けの、今回の都道府県化に向けての説明がございました。その際にも、それぞれの市町の保険料につきましても、上がるのか、下がるのかという議論も、勿論なされてはおりますけれども、現段階におきましては、その納付金がどれぐらいになるか。

そしてまた、今度は一本化になることによって、これまで基金を持っておるところを、今後どう扱っていくか。

そしてまた、一般会計はじめその他の法定外の繰り入れをどう扱っていくかという話で、意見もあったようです。その議事録とかいうものは、私どもの手元にございませぬけれども、ただ、一本化になりましても、それこそこれまで行っております、町の業務の効率化とか、標準化、広域化ということを、推進をしていくということで、統一的な運営方針が決まっております。

一方で先ほどいいましたような、お尋ねをいただいております、変化はないのかということに関しましては、引き続き、人間ドックとか、また特定健診といった保険事業も実施をしておりますので、特段変わるところはないと見ております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） これからも会議は続けられると思うのですが、町として意見を言うところは、言われるままでなく主張して行って欲しいと思います。

続いて、3番目の学校運営・クラス運営について、質問させていただきます。2020年から小学校で実施されるプログラミング教育の必修化、アクティブ・ラーニング、英語教育の早期化の対応について、お聞きしたいと思います。

この3つを先取りして、取り入れることができるそうですが、今のところ聞いているのは、英語教員の1名増員以外で、プログラミングのことも、アクティブ・ラーニングのことも、何も聞いていません。そして、英語教員の1名増加というだけで、それをどのように生かしていくのかという話も、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） まずプログラミング教育の必修化の、ちょっと内容についても触れさせていただきたいと思います。このプログラミング教育の必修化という部分につきましては、コンピューターに関する新しい教科が設けられるというわけではございません。算数や理科など、既存の教科の中で、プログラミングを取り入れた学習が実施されることとなり、何年生のどの教科で、どんな内容で何時間学習するのかといった、具体的な中身につきましては、各学校の判断となっております。

また、このプログラミング教育につきましては、パソコンのプログラマーの育成が目的ではございません。プログラミングを通じた課題解決の学習方法、プログラミング的な思考、論理的に考えていく力を身につけるということが、目的でございます。このことから、新次期学習指導要領では、プログラミング教育を実施するにあたって、教育課程内に適切に位置づけることが求められ、各教科において、プログラミング教育の前提となる言語能力、思考力の育成など、教育の基盤とされている資質、能力の進捗も確実に図っていくこ

とが、重要とされていくところであり、プログラミング教育の実施にあたります指導者の育成、指導方法、指導教材の開発が急務になっておるのが現状でございます。

こういうようなことから、県教育委員会が開催するプログラミング的思考に関する研修、プログラミング教育を実施するための指導方法、教材の活用に関する研修等々を通しまして、今後推進していく指導者の育成を、まずは図っていくという考え方をしております。

そして、次に、アクティブ・ラーニングということでございますが、これも新しい教科ではありません。これは教員により一方向的な教義方式の教育ではなく、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授、学習法の総称ということでございます。

学習者が能動的に学習することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養・知識・経験を含めた汎用的能力の育成を図るものであり、自ら学ぶ能力が養われることが、期待される手法ということが、文部科学省の用語解説の中に出ております。

具体的には、発見学習とか、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれ、教室内のグループディスカッション、リポート、グループワークというものが、アクティブ・ラーニングの方法であります。

アクティブ・ラーニングという言葉は、今、申し上げたとおり手法、方法という総称でございますので、もう既に現在、各小中学校において、そういう中で取り組みをさせていただいておる状況でございますし、また、このアクティブ・ラーニングという言葉につきましては、現学習指導要領では、頻繁に使われておりました。しかし、法令的には、定義が曖昧な外来語は適さないということから、次期学習指導要領では、主体的、対話的で深い学びという表現に、全て変更されております。

そういうようなことと、また英語教育の早期化につきましては、新学習指導要領の中で、32年に5、6年生が教科、また、3、4年生は国語活動の教科ということで、実施されるということが、今年の3月末に文部科学省のほうから発布されたところでございます。

ですので、ちょっと英語、ALTの1名増員のほかにということでございますが、今申し上げたようにプログラミング教育なり、アクティブ・ラーニングという考え方は、そういうことでございますので、とりたてて何々をやるとかいうものではないと認識をしております。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 小学校の担任の先生というのは、全教科を教えていると、今も思うのですが、このプログラミングの指導、今、育成とかも急務に行われているという教育長のお話もあったのですが、3年後を見越して、先生を助ける制度、副担任の任用や学習支援員の雇用と、その専門知識を兼ね備えた人の雇用などを、そういった先生の勉強する時間の確保などを、町としてできることはやっていただきたいと、私は思っています。なので、その点について、町長と教育長はどのように思われているのか、お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、申し上げたように、新学習指導要領は、この3月に発布された状況でございます。色々な部分につきまして、これから研修を重ね、まずは指導者を育成し、そして、その研修を各学校の担当が受け、それを還流報告し、校内研修の中で進めていくということを考えてございますので、これからその次期学習指導要領に基づく進めを行っていくということで、現在、玉城町におきまして、単独ではございますが、各学校に非常勤講師を1名ずつ配置しております。

また、理科の非常勤講師につきましては、1名週1回、各小学校に巡回で教科を担当しておると。理科につきましては、やはり準備、片づけということが、多忙になるということから、理科の充実と合わせ、各担任の多忙感を少しでも軽減させたいという思いの中で、配置をしております。

そしてまた、特別支援の関係でもございますけど、玉城町全体で学習支援を8名雇用し、対応をしておる状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、教育長から答弁のように、やはり大元は子どもたちの基礎学力を、やっぱり付けていくために、どういうきめ細やかな体制が要るのかという考え方を持たせていただいております。基本は申し上げておりますように、やはり勉強が好きだと、学校が好きだと、こういうことにしたいと考えておまして、特に3年前から、津、鈴鹿に続いて、玉城町も英語コミュニケーションの取り組みを、県モデルでやってきておりますのと、もう1つは昨年の4月からでございますけれども、全国初の理科の実験教員を確保いたしまして、各学校に広めていただいております。そのことで、どうなっておるかということでございます。

つい先月末でございましたけれども、町内4校区、区長さんはじめ民生委員さんや、PTA会長、校長、保護者会長、保育所長にも、お集まりをいただいた中で、学校の校長先生から、やはり子どもたちの理科の理解度、あるいは興味の様子を、調査をいたしましたら、子どもたちが理科が好きだという結果が、10ポイント上がったという、ストレートなお話を聞いたわけでもございます。

今、具体的にそれぞれの各学校の支援員さんを町費で充当をお願いしとると、こういう状況でございまして、いろんな財源も必要になってまいりますけども、教育の町玉城町、この伝統をずっとできるだけ続けていけるように、力を入れてまいりたいと思っております。

もう1つありがたいことには、保護者会長さんなり、あるいは他の町から転入をなされた方々が、ストレートでその場でも、玉城町に来てよかったと、子育てがいいと、住みやすいと、こういうお話を聞いておるものでありますから、このことも、ただ喜んでおるだけではなくて、さらにいろんなきめ細やかな施策を講じてまいりたいと、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） この指導者を育成していくというのは、学校の先生に、プログラミングとか、そういう勉強をしてもらってということになるんでしょうか。そうだとしたら、やっぱり人事異動とかで変わっていかれると思うので、ずっと継続して、その教えてというのを受けられるわけではないと思うので、町として雇っていくという考えはないでしょうか。

○○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 県教委の県の学校教員につきましては、県教委のほうの雇いということでございます。そして、また非常勤講師等の配属等につきましては、各種いろんな加配等々がありまして、県教委からあるもので、それに合わせて玉城町としては、今、各学校に非常勤講師を1名ずつ配置いたしておるということでございます。やはりこの県教委との連携・連動性を考えますと、町教委で専門的な職員を選ばんじやなしに、今、申し



上げたように理科の実験の要員とか、そういう部分は単独で対応可能かと思うのですが、指導者の部分ということにつきましては、町単独では考えていないということでございます。やはり、しっかり県との連動の中で、指導者として育成され、その指導者が各学校で校内研修を元に指導を、全体に広げていくということを、基本に考えたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 次の③の質問に移らせていただきます。予算の話になるのですが、現在、学校にあるパソコンで、プログラミングの予算、ソフトの購入とかがあると思うのですが、3年後に対応できる状態なのか。また、1台につき何人が使用するのか。これ1台で何人もが使用するという、グループで使う時は、作業というのですか、直接触らないと、どこまで理解できているのか判断がつかないと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 先の答弁でもお話をさせていただいたとおり、まずプログラミングの教育という根底につきましては、パソコンのプログラムという部分だけではなく、プログラミング的な思考を養う、そしてまた論理的思考の、論理的に考えていく力を付けるという部分が基本になっておるということを、まずもって理解をいただきたいと思っております。

今、パソコンの状況ということでございます。現在、校務用パソコン、これは先生方が使うパソコンでございます。これにつきましては、29年度末でリース期間が満了ということでございますので、機器の更新に向け、各学校の情報教育担当で組織をいたしております情報教育推進部会というのを設置いたしておりますので、そちらのほうで3年ほど前から機種を選定、構成というものを、今現在、進行形の形でありますけど、検討いたしておりますところでございます。

そして、各学校にあります児童・生徒用のパソコン、パソコン教室にあるパソコンでございます。これにつきましては、31年度にリース期間満了ということから、こちらにつきましても、先ほど申し上げた情報教育推進部会で、今のプログラミングの部分の教育にもしっかり対応できる機種を選定を行い、32年度の完全全面実施の時には、しっかりとできるような体制をとっていきたいと考えてございます。

それと、現在のコンピューター、パソコン教室の児童・生徒用のパソコンは、各校に40台ということで、1人1台パソコンの配備を、もう既にしております。ですので、更新に入っていくということと、昨今、ノートパソコンの代わりにタブレットの導入ということを想定されますので、これにつきましても、やはり教育目的や活用目的をよく検討し、導入の部分につきましては、どういう形で配備をしていくのかも含めて、検討をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 1人1台分はあるということで、質問内容にも書いたのですが、足りない部分の購入予定とか、金額というのはなくて、リース料金を払っていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、申し上げたとおり、今現存するのが、1人1台はもうクリアーをしてございます。今、これからの時代、タブレット等の購入も想定されるということ

なので、それをどれだけの数を導入していくかというのは、1人1台を基本にしながら、この情報教育の推進部会のほうで、どのような運用をしていくかというのを考えていきたいと思っております。

予算の部分でございますけど、この世界につきましては、やはり日進月歩で、スペックも相当あがって、低廉化されておるといことでございます。今現時点で、じゃあいくらかということは非常に示すのが難しく考えておるところでございますが、今、申し上げたようなことを含めると、現行の予算の中で対応が図れるのではないかと考えておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 次の④の質問に移ります。

これは先ほど教育長に説明していただいたのですが、私の中では、アクティブ・ラーニングは環境教育と一体となると考えていました。説明で、それはそうではないという話だったのですが、玉城町として、今現在進めている中身を変えることなく、現状で進めていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） アクティブ・ラーニングにつきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたので、やはり手法、進め方ということの総称でございますので、まずもってアクティブ・ラーニングの視点、考え方を持って、現在も各教諭のほうで授業で積極的に取り入れをしておるところでございますし、これは引き続いてやっていくことが大事ではないかと考えております。

具体的にもうちょっとかみ砕いてお話をさせていただきますと、26年度から英語の学力のコミュニケーション力向上という授業に入れさせていただいて、そこで1つレゴブロックというのを入れさせていただいたかと思えます。そのレゴブロックをグループでつくり、そのグループでディスカッションをしながらやるという手法、これがアクティブ・ラーニングということでございますので、これを実施することによって、主体的対話ができ、深い学びを実現できるように、各教員のほうが、創意工夫をし、授業改善に取り組むように指示をしておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） よくわかる説明ありがとうございます。

次に、⑤番の質問に移らせていただきます。他の県では中学校で、海外に行く体験などを行っているところもあります。小学校で必修科目になるのであれば、英語、その先を見越して玉城町も海外体験を、中学校での目標に取り入れてもいいのではないのかと思われまます。海外ではプログラミングの授業も、5歳ぐらいから始まっているというか、しているという話も聞きますので、その今の自分の学んでいることを、現状と外国の現状というのを知る意味でも、海外体験があったほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 議員仰せのとおり、他の市町村におきましては、姉妹提携の関係とか、いろんな形で海外留学なりホームステイというものを実施しておるように、私も認識いたしておるところでございます。当町といたしましては、ネイティブスピーカー、今申し上げますALT、アシスタントランゲージティチャー、これらに基づく英語の母語とする方々の充実を図ることによりまして、生の英語というのですか、本当の英語、そして

また外国の方々と学校生活の中で、授業だけじゃなしに、イングリッシュルームとか、給食の時間とか、いろんな形でふれあいをすることによって、ネイティブな部分でのふれあいというのに重視をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 教育長のお考えお聞きさせていただきました。では、町長はどのように思われているか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 世界というか、世の中はグローバルの時代でありますから、やはり海外に目を向けて、世界で活躍する人を育てていくというのは、大変重要だと思っております。そんな中で、今、教育長が申しあげましたように、今年から1名増員をさせていただきましたけれども、ALTの外人の先生方と直接触れていただく。そういう機会を持たせていただいております。

もう1つは、それもいろんなサークル活動がございまして、わずかばかりでございますけれども、町として支援をさせていただいております。約1月ぐらいですか、毎年だいたい1名ぐらいホームステイをされておられるお子さんがございますけれども、海外ですね。ということもあつたりいたしておりますので、そういった中で、町として力を入れていると思いますが、もう1つは東京大学との関係で、大学のやはり人材育成の方針で、やはりグローバル人材を育てたいという、それで海外版と国内版がございまして、玉城町へは国内版で、これで3回目、3回ぐらい、5、6人ぐらいの方が、入れ代わりお出でいただいて、そして、勉強していただいておりますという機会もございまして、海外体験もそうでもありますけれども、もう1つは子どもたちが、やはり町のいろんな企業、あるいは職場体験、そういうことを直接体験学習ということも、もっともっとこれから子どもたちは、大事にして欲しいと思っています。

私たちの子どもの時代と違ひまして、非常に友だち同士に遊ぶ時間が少なくなってきたおるといふのも、今の社会現象でございますから、いろんな国内、海外も勿論、子どもたちが社会性を身につけていく上では、大変重要なことでございますけれども、やはり隣の大人の方々とか、あるいはご親戚の方々とか、そういう方々との小さな間に触れていただく。そのことで、子どもたちが将来必要な社会性を身につけていくのではないかと、私自身は思っていますので、広い目でいろんな子どもたちが、将来活躍していただけるような、そういう施策をこれからも展開してまいりたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） ALTの方がきて、ネイティブスピーカーですか、生きた英語に触れる機会は増えると思うのですが、やはり海外体験をしていただきたいと、私は思います。やはり日本の限られた玉城町というところで、過ごす時間が長いこともありますし、海外を体験して、世界が広がったといってもらえるような施策を、これから町長、教育長、行政の皆さんには、行っていただきたいと思ひます。

続いて、4番目の質問に移らせていただきます。

障がいのある子ども、特に今回の質問では発達障がいの子と、学校教育について、質問させていただきます。2016年6月に発達障害者支援法が改正され、個別の指導計画の作成が盛り込まれました。通級や特別支援学級に通う、全ての子どもについて、個別の指導計画の作成が義務化される予定です。小学校では平成32年までに、中学校ではその翌年まで

に、全ての子どもがもつことになるそうですが、町としてどのように取り組んでいく予定か、お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 各学校での取り組みでございます。特別支援在籍の児童・生徒について、個別の教育支援計画なり指導計画が作成を、既にしております。また、普通学級在籍の児童・生徒に対しても、必要に応じ個別の指導計画を作成し、教員間で情報を共有して、情報及び接し方等を適切に行うよう努めておるのが現状でございます。

また、具体的な取り組みといたしまして、子ども家庭支援ネットワーク会議、これは町のほうで福祉課と連携して持っておるところでございます。その中でも校区別の会議、地区別の会議、ケース会議等で児童・生徒の情報交換並びに支援策を、連携を図りながらきめ細かく図っているところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 既に行っているということで、では、教育支援計画障害プランのほうにはついては、どうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、教育支援計画障害プランというのが、この指導計画になるのかどうかわかりませんが、既に教育支援計画、そして指導計画というのは、既に作成しておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） どちらも既に行っているということなので、すごくありがたいことだと思います。

次に、②の質問に移らせていただきます。

学校では先生一人ひとりにかかっている負担が大きいと思いますが、対策はとられているのか。チーム学校という言葉も、最近よく耳にするようになったのですが、どのような活動をしているのか、お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 特別支援教育につきましては、学校全体で取り組むということでございます。校長がリーダーシップを発揮し、公分掌に特別支援教育コーディネーターという位置づけをいたしまして、教員を指名する。そして、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係機関、諸機関と関係する学校とも連絡調整、保護者からの相談窓口などを担う、特別支援教育の推進を、このコーディネーターが実施をしていくということで、もう各学校に既に配置をいたしております。この特別支援教育の各学校での校内委員会は、校長、教頭、今、申し上げました特別支援教育コーディネーター、そして担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事なり教務主任等々の関係教員で構成し、障がいの伴う方、児童・生徒またその可能性があり、特別な支援を必要とする児童・生徒の実態把握や、支援方策の検討を行うということで、全校的な支援体制をつくっておるところから、チーム学校という表現にされておるのではないかと考えております。

町の独自の取り組み、先にもお話をさせていただいたように、玉城町におきましては、各学校に町単独で、非常勤講師1名を配置し、ティームティーチング、2人の教員が連携協力して授業を実施するなり、習熟度別授業を実施したりとか、少人数指導を実施したりということをやっておりますし、また、学習支援員をさっきも話させてもらったように、8

人配置をいたしておりますので、それらの中で展開をしておるという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） ではちょっと3番の質問も、ちょっと絡めて質問させていただきたいと思います。町独自の施策として、教員、補助員の増員は考えていないのかというのを聞きしたのですが、そう思った理由が、小学校が人事異動で2人以上、新しく移ってきた先生などで、先生も不安、子どもも不安という状態になっていたかと思うんですね。小学校ありましたでしょう。人事異動で2人以上の先生が、全部変わって行って、入れ代わってきたという学校が、そやもんで、不安定に、学校の経営が不安定になると思うので、町独自として雇いなどは考えていないのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 学校運営に関しましては、先もお話をさせていただいたとおり、人事につきましては、県教委との調整の中での配置ということがございます。ですので、そういうところが、過去にあったということであれば、適切な人事の教員配置をするように、県との調整を進めたいと考えております。非常勤で町単独でということは考えておりません。補助的な部分の中でということ、基本といたしております。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） では、続いてクラブ活動の講師を、外部委託にする考えはないのかをお聞きします。この外部委託というか、クラブ活動の先生どうですかとかいうのは、本の後ろにも載ってくるほど、なんか普通の考えになってきたのかなという思いもするんですが、どうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 前段の質問で、若干補足させていただきます。

ある学校で先生が大方代わって行って、残る先生が少なくなったというご心配があったといったことが、確かにそういうことがございました。その場合、うちの場合ですと、学校経営アドバイザーというのを配置いたしておりますので、そのようなことで調整をとらせてもらっておったということで、ご理解を賜りたいと思います。

あともう1つが、中学校のクラブ活動の講師ということでございますが、中学校のクラブ活動の講師の外部委託でございますが、学校現場の業務の適正化の一環として、部活動の適正化を推進し、教員の負担を減らす制度と考えております。今後、先進事例の情報を収集いたしまして、メリット、デメリットを検証し、玉城町にあった制度になるよう、今後の検討課題と考えております。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 今後、検討のほうをよろしく願います。これで私の質問は終わりますが、子どもの成長や安心・安全に学校生活を送れるように、これからもよろしくお願ひしたいと思います。私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、4番 中西友子君の質問は終わりました。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中瀬 信之） 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。なお、6月12日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。ご苦労さまでした。

(午後4時21分 延会)